

JACDS

JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES

日本チェーンドラッグストア協会 会報誌

MARCH2020 **199**

第36回ブロック総会 開催報告

トピックス

- ・ドラッグストア実態調査 速報
- ・セルフメディケーションアワード グランプリ決定
- ・健康(セルメ)川柳 受賞作品発表

協会活動

- ・上場企業トップ意見交換会 開催報告
- ・2月度月次活動報告
- ・議事録

協会からのお知らせ

薬剤師賠償責任保険
「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援募金
日本ヘルスケア協会 案内

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省中小企業庁、農林水産省、
国土交通省、団体

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑える方策が見いだせないなか、第20回 JAPAN ドラッグストアショーは中止せざるを得ない状況となってしまいました。12万人以上の方にご来場いただく「国内最大級の健康と美のイベントショー」であり、JACDSにとりましては、年間最大の事業活動です。できることなら開催に漕ぎ着けたかったのですが、安倍首相のイベント自粛要請、WHOのパンデミック宣言が出されたことに加え、ドラッグストア業界がご来場者の安全・安心を担保できない状況では開催を断念するしかありませんでした。まさに苦渋の選択、断腸の思いでありました。2月25日に開催断念を決定し、ご出展者様、業界紙・誌様に公表したのは、少しでも早く開催に向けた準備作業を中止していただき、その負担を軽減できればという思いからでした。

新型コロナウイルスはその拡大の中心地をヨーロッパに移したように報道されていますが、東京オリンピック・パラリンピック開催にまで悪影響を及ぼそうとしています。

収束の日はいつ来るのか。ウイルスと人類との戦いが続きます。

●第36回ブロック総会 開催報告

- ・主催者挨拶
- ・開催概要
- ・第14回支部長会 開催報告

●トピックス

- ・ドラッグストア実態調査 速報
- ・セルフメディケーションアワード グランプリ決定
- ・健康(セルメ)川柳 受賞作品発表

●協会活動

- ・上場企業トップ意見交換会 開催報告
- ・2月度月次活動報告
- ・議事録

●協会からのお知らせ

- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 日本ヘルスケア協会ご案内

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省中小企業庁、農林水産省、国土交通省、団体

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

第36回 全国ブロック総会開催



2月18日(火) 東日本ブロック総会
会 場:ホテルグランドパレス
参加者:163名



2月21日(金) 中部ブロック総会
会 場:メルパルク名古屋
参加者:145名



2月25日(火) 九州ブロック総会
会 場:ソラリア西鉄ホテル
参加者:82名



2月27日(木) 西日本ブロック総会
会 場:太閤園
参加者:181名

主催者挨拶

早いもので、組織委員長として8年になります。年2回開催している支部長会も14回目となりました。支部長会の出席率も高くなり、年2回の地域行政への訪問もほとんどの支部で行われています。薬務課だけでなく、地域行政との取組にもご協力いただいた結果、ドラッグストアの存在意義を高め業界の繁栄につながっていると思います。

昨年、JACDSは20周年を迎え池野会長のもと「尊敬される企業集団」として、法人化への検討、薬業3団体との協力、SDGs等さまざまな取り組みを始めました。

JACDSは新しいマーケットを開発しながら情報提供してゆきます。今後ともご協力お願いいたします。



副会長兼
組織委員長
皆川 友夫

会長挨拶



会長 池野 隆光

日頃は協会活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの拡大という想定外の事件は世界経済に深刻な影響を与えられています。また我が国にとっても深刻な問題であり過去の経験が活かない状況にあります

JACDSにおきましては、昨年6月に20周年記念を行い「尊敬される企業集団を目指す」事を目標にスタート致しました。その後各種団体様との意見交換を重ね、特に日本薬剤師会・NPhA(エヌファ)との協力関係に於いては大きく前進いたしました

そして、直近では新型コロナウイルス関係で、国や日本薬剤師会・NPhA・JACDSと連携行動を行うことができました。また、「ダイヤモンド・プリンセス号」に対する物資の調達には、ピップ様・PALTAC様・ウエルシアの協力で、短時間で大量の物資を横浜埠頭に届ける事が出来ました

世界の潮流となっているSDGs関連においては業界として「環境問題に取り組む」事を鮮明に打ち出し、4月1日より買い物袋の有料化に踏み切る事を決めました。また有料化した売り上げは社会貢献活動の一環として寄付させて頂く事などを提案しています。買い物袋の削減のみならず返品や商品の廃棄にも大きな関心を持ちJACDS加盟企業はメーカー・卸の皆様と共に、環境負荷を削減する運動の先頭に立った営業活動を行います。

業界団体としてこのような行動ができることは異例ではありますがJACDS会員の意識の高さを誇りに思っています。この事は他団体からも高い評価を受けることとなっています

しかし、一方で、この新型コロナウイルスの関係で来日外国人の減少、マスク・消毒薬の品切れなど混乱が生じています。この状況は改善されたとしても、相当期間、さまざまな形で影響が残ると考えられます。

JACDSは「美と健康」「食と健康」をテーマに成長を続けていますが、引き続き成長するためには環境や貧困問題を考えたうえで「高齢化シフト」を行わなければなりません。

健全な「ヘルスケア産業」に向かって我が国の小売業の先導役を果たしてまいります

賛助会員の皆様に改めてお願いがございます。

JACDSは世の中の大きな変化に合わせて、その変化を積極的に取り込んでまいります。皆様のご意見を取り入れ、社会の様々な問題解決のために挑戦いたします。

過ぎ去りし20年の歴史を教訓に、次の20年に向かって健康産業の主翼となる努力をする事をお約束し、ご挨拶いたします。

2月18日(火)
東日本ブロック

株式会社ヨネキ十字堂の米城社長の司会により総会は進行されました。

東日本ブロックの関ブロック長は挨拶の中で「行政のドラッグストアへの評価が変わってきていると感じています。防災・有事の際にドラッグストアが役立つという認識を持っていただき、協定を結びたいという地域が増えています。また医療についても、調剤薬局だけでなく面分業のドラッグストアの活用で医療費の削減に役立つという認識になり始めています。さらに介護や予防の提案に期待されています。」と話されました。



1月21日(金)
中部ブロック

長基副ブロック長の司会で会は進行されました。

中部ブロックの榊原ブロック長は挨拶のなかで「新型コロナウイルスの影響が厳しい状況になり、開催するか迷いました。マスクも無い、消毒薬などの関連商品も無い。経済だけでなく、社会生活に影響がではじめています。こんな時だからこそ協会、業界一緒になって、正会員、賛助会員が協力しこの局面を乗り切っていきたいと思います。」と話されました。

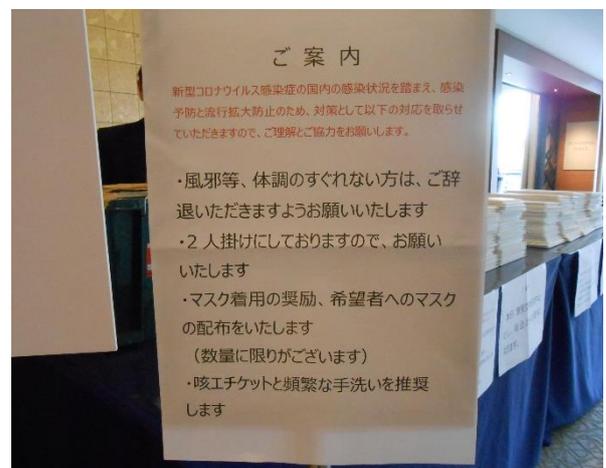


コロナウイルス対策

今回のブロック総会は、日に日にコロナウイルスの影響が増していく中の開催でした。

参加者の皆様にはマスクの着用とアルコール消毒をお願いしました。また、会場も席を三人掛けから二人掛けに変更し、換気をするなどの対応をとりました。意見交換会は時間を短縮しての開催、西日本ブロックは中止としました。

コロナウイルスのご対応でお忙しいなか、ご参加いただきありがとうございました。



2月25日(火)
九州ブロック

田中副ブロック長の司会で会は進行されました。九州ブロックの森ブロック長は「JACDSは行政にも認知されている団体だと自負しております。本日の総会とセミナーでは、JACDSの活動についてご報告と業界の動向について説明します。参加者の皆様はぜひ会社に持ち帰り、共有していただきたい」と話されました。



2月27日(木)
西日本ブロック

佐藤副ブロック長の司会で会は進行されました。西日本ブロックの西本ブロック長は「コロナウイルスの影響が広がっています。本日の開催については、賛助会員の皆様のご意見も伺い、総会だけは開催し意見交換会は中止としました。さて、我々は健康の最前線を行く企業ですので、新型コロナウイルスの件には、力を合わせて取り組んでいかなければならない事例が多々ございます。この場で有意義な情報を持ち帰っていただけたらと思います。」と挨拶されました。



セミナー

総会の後半では、プロジェクターを用いてセミナーを行いました。

中澤専務理事からは「チェーンドラッグストアを取り巻く制度の動向と協会活動」としてJACDSが行政に対して働きかけている内容と進捗について説明されました。

今西事務総長からは「ドラッグストアをヘルスケアの受け皿に」と題しドラッグストアの予防への取り組み、特に食品や管理栄養士の活用についての解説がありました。

田中事務総長補佐からは冒頭に簡単な自己紹介があり、その後ドラッグストアを取巻く環境変化、業界が取り組まなければならないテーマについて講演されました。



今西事務総長 講演

ブロック総会概要

- 1 ブロック長 挨拶
 - 2月18日 東日本ブロック長兼法制委員長 関 伸治
 - 2月21日 副会長兼中部ブロック長兼調剤推進委員長 榊原 栄一
 - 2月25日 政策推進委員長兼九州ブロック長 森 信
 - 2月27日 西日本ブロック長 西本 誠

- 2 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について
(全会場) 副会長兼組織委員長 皆川 友夫

- 3 「2020年の社会環境と今後の方針」について
 - 2月18日(東日本) 副会長(会長代行) 江黒 純一
 - 2月21日～27日 副会長(会長代行) 樋口 俊一

- 4 JACDSの「政治連盟活動」について
 - 2月27日(西日本) 名誉会長(兼政治連盟副会長) 寺西 忠幸

- 5 「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画に」について
 - 2月18日(東日本) 執行委員長 根津 孝一

- 6 「登録販売者委員会の活動」について
(全会場) 副会長兼登録販売者委員長 浦上 晃之

- 7 「第20回 JAPANドラッグストアショー開催」について
 - 2月18日～27日 ドラッグストアショー実行委員長 皆川 友範
 - 2月25日(九州) ドラッグストアショー副実行委員長 江黒 太郎

- 8 チェーンドラッグストアを取り巻く制度の動向と協会活動
(全会場) 専務理事 中澤 一隆

- 9 ドラッグストアをヘルスケアの受け皿に
 - 2月18日～21日 事務総長 今西 信幸

- 10 ドラッグストア業界の展望とJACDSの活動
(全会場) 事務総長補佐 田中 浩幸

第14回 支部長会開催報告

第14回の支部長会は、ブロック総会と同時開催で全国4会場にて開催されました。参加者は、ブロック長、副ブロック長、支部長、皆川組織委員長、オブザーバーとして樋口副会長、浦上登録販売者委員長、中澤専務、今西事務総長が出席されました。会の運営は、副ブロック長の司会とブロック長の議事進行で進められました。

今回も1月から支部長の皆様に地域行政への訪問を実施していただき、その報告をお願いしました。回を重ねるごとに会話も弾むようになり、会議出席の依頼、ポスターやパンフレットの協力などが増えました。毎回支部長が資料として届ける「ドラッグストア業界研究レポート」の冊子を熱心に読んでいただき、協会の取り組みと業界への理解が深まっています。

今回の訪問では、コロナウイルスの話題で終始した支部が多数でした。また、訪問後も薬務課から支部長にマスクや消毒薬の流通についての質問や相談の電話が頻繁にあり、より親密になったとの感想がどのブロックでも話題となりました。

地域の行政に協会の活動をご理解いただき相互理解を深めるために、年2回を目標に訪問を継続的に行っていただくことを支部長の皆様にご理解いただきました。

また、正会員企業で地元の保健所への訪問希望があれば、持参する資料や訪問マニュアルを提供いたしますので事務局にお問合せください。(045-474-1311 担当 片桐)



東日本ブロック 支部長会(ホテルグランドパレス)
日 時:2月18日(火)参加支部:15県、3市



中部ブロック 支部長会(メルパルク名古屋)
日 時:2月21日(金)参加支部:7県、3市



九州ブロック 支部長会(ソラリア西鉄ホテル)
日 時:2月25日(火)参加支部:6県、1市



西日本ブロック 支部長会(太閤園 迎賓館)
日 時:2月27日(木)参加支部:11県、1市

2019年度版業界推計 日本のドラッグストア実態調査（速報版）

全国ドラッグストア店舗数調査

1. 全国総店舗数 401社 2万631店舗

2. 全国規模別店舗数

	総店舗数 (店)	規模別店舗数(店)				
		30坪未満	30坪以上 60坪未満	60坪以上 150坪未満	150坪以上 300坪未満	300坪 以上
JACDS正会員企業 (有効回答; 108社)	17,654	1,549	1,445	3,487	8,020	3,153
非会員企業 (有効回答; 72社)	817	285	89	138	89	216
合計(下段は構成比) (有効回答; 180社)	18,471	1,834	1,534	3,625	8,109	3,369
	100%	9.9%	8.3%	19.6%	43.9%	18.2%
全国規模別推定店舗数 (有効回答構成比による)	20,631	2,048	1,713	4,049	9,057	3,763

全国ドラッグストア売上高調査(推定値)

1. 全国総売上高 >> 7兆6,859億円

(億円/年、%)

調査年度		2016年度 (第17回)	2017年度 (第18回)	2018年度 (第19回)	2019年度 (第20回)
JACDS正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	52,098	50,537	58,445	61,814
	前年比	(109.7)注	(105.6)注	(108.4)注	108.1
全国推定売上高 (401社20,631店舗)	売上高	64,916	68,504	72,744	76,859
	前年比	105.9	105.5	106.2	105.7

注) JACDS正会員企業欄()内の前年比は、2016年度は109社15,147店舗の各実績ベースです。
2017年度は84社13,066店舗、2018年度は94社14,963店舗 2以下に共通。

2. カテゴリー別売上高

(億円/年、%)

		調剤・ヘルスケア		ビューティケア		ホームケア		フーズ・その他		合計
		売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高
JACDS正会員企業 (有効回答; 104社 17,073.店舗)	売上高	19,909	32.2	13,879	22.5	10,755	17.4	17,271	27.9	61,814
	前年比	107.8	—	106.1	—	107.5	—	111.3	—	108.1
全国推定売上高 (401社20,631店舗)	売上高	23,970	31.2	15,672	20.4	16,178	21.0	21,039	27.4	76,859
	前年比	105.3	—	103.7	—	105.0	—	108.1	—	105.7

注) 正会員企業 104社17,073.店舗の有効回答数値を基に推定。

別表 カテゴリー分類

カテゴリー名称	内容例示
調剤	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬、技術料など
ヘルスケア	≪OTC医薬品≫ 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）等 ≪ヘルスケア用品≫ 脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等 ≪介護用品≫ 大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等 ≪ベビー用品≫ 育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等 ≪健康食品≫ 健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティケア	≪化粧品≫ 口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等 ≪ビューティケア小物≫ 化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等 ≪トイレタリー≫ 歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）等
ホームケア	≪家庭用品≫ バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等 ≪日用消耗品≫ 住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等 ≪ペット用品≫ ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等
フーズ	生鮮食品、菓子類、飲料、米、飲料、日配食品、乳製品、酒類、冷凍食品などの一般食品
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具、玩具、各種有料サービスなど

日本のドラッグストア実態調査 調査概要

- ①調査目的
 (1)日本のドラッグストア(Dg.S)の実態を把握する
 (2)2000年度を初回とし、毎年同じ方法で調査を実施することにより、日本のDg.S業態の動向と変化を明らかにする
 ※Dg.Sの定義(JACDS版)
 Dg.Sとは、店舗規模に関係なく「医薬品、化粧品、日用雑貨、食品等）を取り扱う小売店舗」としている。いわゆる「調剤専門店」は、本調査の対象外となっている。
- ②調査期間
 2019年10月16日～2020年1月31日
- ③調査対象企業
 原則として、日本国内でDg.Sを2店舗以上経営している企業(JACDS正会員企業と会員外企業を区分して調査)
 ※今回調査(第20回2019年度)で有効回答を得られた企業数
 (1)JACDS正会員企業121社中 119社が回答(正会員中、Dg.S非経営企業は対象外)
 有効回答率 98.3%(一部非公開としている項目もあり、有効回答率は項目ごとに異なる)
- (2)会員外企業 280社(有効回答率は項目ごとに異なる)
- ④調査項目
 (1)JACDS正会員企業
 総売上高、商品別売上高、取扱い商品数(SKU)
 総店舗数、規模別店舗数、都道府県別店舗数
 調剤取扱店舗数、薬剤師・登録販売者等従業員数他
 (2)会員外企業
 会社名、代表者名、本社所在地
 総売上高、総店舗数、規模別店舗数、他
- ⑤調査方法
 JACDS正会員企業については、アンケート用紙による調査
 会員外企業については、正会員企業からの情報などをもとに独自に調査、推計している。
- ⑥推測値算出方法
 有効回答を得られた企業の実績値をもとに合計、平均、構成比などを算出。
- ⑦調査実施機関、実施責任者
 日本チェーンドラッグストア協会 執行委員会
 執行委員長 根津 孝一(株)ぱす 代表取締役会長)

グランプリ受賞者決定！

第 15 回セルフメディケーションアワード開催速報

2月25日(火)、都内の虎の門スクエア4階会議室において、グランプリ候補作品の発表、ならびに表彰式が行われました。会場には大勢の方が来場され、発表者のプレゼンに熱心に耳を傾ける姿が数多く見られました。優秀作品集は完成次第協会のホームページで公開します。

【第20回 JAPAN ドラッグストアショー中止に伴う対応について】

※2月25日の第1次発表で絞り込まれた3名の候補者による3月19日開催予定の第2次発表でグランプリが決定する予定でしたが、第2次発表会の中止に伴い、25日の時点での評価でグランプリ、準グランプリを決定しました。

最終審査の結果は以下の通りです。※敬称略

★グランプリ

鷺見 朋子 (薬剤師) (株)ユタカファーマシー
テーマ：店内から店外へ、地域へ飛び出してみたい！！



★準グランプリ

宮村 淳史 (登録販売者) (株)ココカラファインヘルスケア
テーマ：健康なお客を増やそう ～調剤併設ドラッグストアとして～



★準グランプリ

高橋 尚杜 (登録販売者) サツドラホールディングス(株)
テーマ：ドラッグストアの登録販売者として求められるもの



★会長賞

瀬戸 理光 (薬剤師) (株)新生堂薬局
テーマ：こどもからはじめよう！セルフメディケーションのすすめ！



★実行委員長賞

吉田 奈央・松本 麻花 (管理栄養士) (株)クスリのマルエ
テーマ：地域の拠り所となるドラッグストアを目指して
～管理栄養士としてできること～



★審査委員長賞

高田 裕一郎 (薬剤師) (株)ココカラファインヘルスケア
テーマ：認知症患者へ対する地域連携
～これからの地域包括ケアシステムへ向けて～



★審査委員特別賞

滝 望実 (薬剤師) (株)ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本
テーマ：大切なのは相手の立場に立つ、寄り添う、思いやる
～薬剤師知識を活用し、指導するのは簡単だが結果が出るのは難しい～



★審査委員特別賞

平賀 汰一 (薬剤師) (株)マツモトキヨシホールディングス
テーマ：外国人観光客のセルフメディケーションについて
～誰でも接客できる接客ボードの作成～



◆学生部門特別賞

石川 舞南 東京医療秘書福祉専門学校

テーマ：登録販売者としての活躍とドラッグストアの在り方

※3月20日にJAPANドラッグストアショーでのセミナーで発表いただく予定でした

【佳作受賞作品】

■薬剤師の部

エキスパート部門

河村 康弘(11040)

(株)杏林堂薬局

佐藤 駿(11041)

(株)杏林堂薬局

フレッシュ部門

宇佐美 創(11053)

(株)龍生堂本店

栗原 啓太(11072)

(株)マツモトキヨシホールディングス

■登録販売者の部

エキスパート部門

近藤 美沙(12003)

(株)ユタカファーマシー

藤原 将人(12025)

(株)ココカラファインヘルスケア

藤原 正樹(12029)

ウエルシア薬局(株)

坂下 裕子(12031)

(株)丸大サクラ薬局

フレッシュ部門

谷畑 里紗(12045)

(株)キリン堂ホールディングス

柏木 律乃(12092)

(株)ココカラファインヘルスケア

■薬学生・薬業専門学校生の部

細川 萌花(20069)

札幌医療秘書福祉専門学校

喜嶋 美帆(20103)

東京医療秘書福祉専門学校

水上 竜(20111)

東京医療秘書福祉専門学校

[奨励賞受賞作品]

河村 紗希(20004)

名古屋医療秘書福祉専門学校

金栗 あみ(20007)

名古屋医療秘書福祉専門学校

松尾 あいら(20011)

名古屋医療秘書福祉専門学校

町田 実苗(20024)

横浜医療秘書歯科助手専門学校

海瀬 瞳子(20026)

横浜医療秘書歯科助手専門学校

真山 愛梨(20039)

仙台医療秘書福祉専門学校

江刺 舞桜(20044)

北日本医療福祉専門学校

佐藤 侑輝(20068)

札幌医療秘書福祉専門学校

渡部 滯緒(20096)

早稲田速記医療福祉専門学校

斎藤 佑香(20104)

東京医療秘書福祉専門学校

■栄養士・管理栄養士の部

エキスパート部門

大野 明里(13001)

(株)ユタカファーマシー

フレッシュ部門

武智 有紀(13006)

(株)ユタカファーマシー



熱心に発表に聞き入る多くの来場者



審査委員と受賞者による記念撮影

第8回健康(セルメ)川柳コンクール 結果発表

国民の皆様幅広く遊び心で参加していただくことで、JACDSが取り組んでいるセルフメディケーション推進を広く一般の方に知っていただきたく、第8回目の開催となりました。

国民にセルフメディケーションという言葉を知っていただくという目的が着実に成果をあげていると感じています。

《コンクール全体概要》

- ・ 作品募集期間：2019年10月1日～2020年1月31日
- ・ 応募方法：パソコン・携帯電話による応募フォーム、ハガキ、FAX等々
- ・ 応募作品総数：約16,000作品

【第20回 JAPAN ドラッグストアショー中止に伴う対応について】

※3月19日開催予定の最終選考会において各賞を決定する予定でしたが、JAPAN ドラッグストアショーの中止に伴い、選考委員、スポンサー各社からの優秀100作品への評価をもとに、尾藤川柳先生に受賞作品を選考いただきました。

《受賞作品》

- ◆大賞：健康へ 俺も地球も 後がない（沢山人）
- ◆準大賞：セクシーを 百まで保つ 知恵セルメ（おたやん）
- ◆日本チェーンドラッグストア協会会長賞
定年の 寿命ものばす 長寿国（遅れてきた猫☆）
薬局で 賞味期限を 延ばす妻（やじろべー）
- ◆JAPANドラッグストアショー実行委員長賞
令和から セルメ始める 昭和の子（あんどらごら）
令和へと 夢とセルメを つなぐ春（さびしんぼう）
- ◆健康(セルメ)川柳コンクール実行委員長賞
よき老後 孫とセルメと 2000万（みちるんば）
墓買われ 入るものかと スクワット（ちお）
- ◆ウエルシアホールディングス賞：セルメして 三元号を 闊歩する（凡人）
- ◆ウエルシア薬局賞：薬剤師 ときに苦言の ワンチーム（松庵）
- ◆キリン堂賞：四輪を 二足に替えて いい目覚め（中年やまめ）
- ◆クスリのアオキ賞：「変わった」は セルメでもらう 褒め言葉（真珠のばあば）
- ◆マツモトキヨシホールディングス賞：健康に SDGs セルメです（歌仙草）
- ◆第一三共ヘルスケア賞：小遣いと セルメは妻の 管理力（野うさぎ）
- ◆大正製薬賞：セルメして 税と元気を 還付され（テクノボー）
- ◆東邦薬品賞：新シューズ 履けば散歩も 新記録（なつみかん）

※受賞作品、優秀100作品は協会ホームページでも公開しています。

第10回JACDS上場企業トップ意見交換会開催報告 有意義な意見交換を実施

第10回目を迎えるJACDS上場企業トップ意見交換会が2月19日にメルパーク東京で行われました。上場企業のトップの方とJACDS常任理事との年1回の合同会議開催です。参加者は総勢22名でした。

池野JACDS会長挨拶の挨拶から始まり、JACDS活動全般説明を行ないました。今回は、新型コロナウイルスによる肺炎拡大についての案件とJACDSの新組織体制と法人格取得についての説明がありました。その後、節目となる第20回 JAPANドラッグストアショーの開催に向けた説明と、SDGs推進委員会より、レジ袋有料化の方向性、そして登録販売者に関する協会活動について、説明並びに意見交換が行われました。

特に、今回の会合では、ドラッグストア業界として「尊敬される企業集団を目指す」というスローガンとなるSDGsへの取り組みの1つ、プラスチック削減に向けたレジ袋の有料化を国のスタート日である7月1日よりも前倒して実施していくことの意義も話し合われました。業界としての取り組みとして発表し、足並みが揃えられるよう、参加した上場企業の方々に協力をお願いがありました。

上場企業の参加者からは「社会的に存在感を増した団体として、資源循環やプラ素材の削減への取り組みをどう考えるか」、「小売りの団体としてヘルスケア関連のメーカー・卸への協力・支援の取り組みが必要なのではないか」という声があがりました。さらなる業界発展に向けて大変有意義な意見交換会でありました。



JACDS 2月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
2月5日(水) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第4回SDGs推進委員会	1. 塚本委員長挨拶 2. 徳廣副委員長挨拶 3. JAPANドラッグストアショーでのSDGs推進の啓発について 4. 返品率削減について 5. プラスチック製買利物袋(レジ袋)有料化について 6. その他	9名
2月5日(水) JACDS東京事務所 10:00~12:00	セルフメディケーションアワード委員会	第15回セルフメディケーションアワード3次選考会 ・グランプリ候補作品他各賞の決定 ・2月25日実施する発表会の進行についての確認	5名
2月7日(金) JACDS東京事務所 15:00~17:00	第5回防犯・有事委員会	1. 日本赤十字社へのOTC物資支援に関する報告 2. 大量窃盗情報共有システムの活用状況について 3. 災害時物資支援協定の締結状況の確認結果について 4. 特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構からの依頼について 5. 有事対応備蓄啓発リーフレット多言語版の活用について 6. 報告事項 7. その他	4名
2月7日(金) JACDS東京事務所 17:00~18:00	第129回JACDS記者意見交換会	1. 新型コロナウイルス関連肺炎への対応について 2. 国際医療救援隊員が海外に携帯するOTC医薬品等を寄付 3. 食と健康 販売方法、情報提供の自主基準の制定について 4. 第15回セルフメディケーションアワード 5. 第8回健康(セルメ)川柳コンクール 6. 今後の実施計画 1) JACDS第36回ブロック総会2月18日(火)~2月27日(木)全国4箇所 2月18日・東日本B、21日・中部B、25日・九州B、27日・西日本B 2) トップ会 2月19日(水) JACDS会員企業のうち、上場企業と常任理事企業の合同開催 3) 第20回JAPANドラッグストアショー 3月19日(木)~21日(土)幕張メッセ・3日間開催※初日に記者会見開催予定 7. 次回の開催案内	38名
2月18日(月) ホテルグランドパレス 3階 牡丹・あやめ 13:00~15:00	第14回東日本ブロック支部長会	1. 東日本ブロック長挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 災害時支援物資協定について(防犯・有事委員会から) 5. 登録販売者委員会 報告 6. その他	22名
2月18日(月) ホテルグランドパレス 3階 白樺・鶴 15:15~17:35	第36回東日本ブロック総会	1. 東日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「2020年の社会環境と今後の方針」について 4. 「JACDS事業活動報告と今後の事業・計画」について 5. 「登録販売者委員会活動」について 6. 「第20回JAPANドラッグストアショー」開催について 7. 「制度の動向と協会活動」について 8. 「ドラッグストアをヘルスケアの受け皿に」について 9. 「ドラッグストア業界の展望とJACDSの活動」について 10. 質疑応答	163名
2月19日(水) メルパルク東京 6階 ルミエールの間 11:00~12:00	第7回常任理事会	1. 新型コロナウイルスによる肺炎拡大について 2. 新組織体制と法人価格取得について 3. 第20回ジャパンドラッグストアショー開催の審議事項について 4. 登録販売者の管理者要件緩和について 5. 報告・依頼事項 6. その他 今後のスケジュール 7. トップ会について	23名
2月19日(水) メルパルク東京 6階 ルミエールの間 12:00~14:30	第10回 JACDS上場企業トップ意見交換会	1. ドラッグストア業界の現状と課題について 2. 新型コロナウイルスによる肺炎拡大について 3. 新組織体制と法人格取得について 4. 第20回JAPANドラッグストアショーの開催について 全体概要について イベントなど 【同時開催】・業界システム化推進委員会 ・調剤推進委員会 ほか ・セミナー関係 ・第15回セルフメディケーションアワード、第8回健康セルメ川柳について 5. SDGs推進活動に関して レジ袋有料化のお願い ほか 6. 登録販売者に関する報告 ~参加者から一言、意見、感想等~ 7. その他 今後のスケジュールについて	26名
2月20日(木) JACDS東京事務所 14:00~15:00	第144回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 新型コロナウイルス関連の肺炎拡大への対応について 2) 第20回JAPANドラッグストアショーに関して 3) 第15回セルフメディケーションアワード 4) 今後の実施計画 5) 次回の開催案内 2. 日本ヘルスケア協会から 活動報告 3. 日本薬品登録販売者協会から 厚生労働行政調査事業「登録販売者の資質向上のあり方に関する研究」 ヒアリング参加のご報告 4. 日本置き薬協会から 配置用医薬品は価格非表示へ 消費税総額表示義務化に向け全配協が方針発表 5. 日本薬業研修センター 令和2年度 健康サポート薬局研修 日本薬学会へ更新の申請	24名

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
2月21日(金) メルパルク名古屋 3階 銀杏 13:00~14:30	第14回中部ブロック支部長会	1. 中部ブロック長挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 災害時支援物資協定について(防犯・有事委員会から) 5. 登録販売者委員会 報告 6. その他	17名
2月21日(金) メルパルク名古屋 3階 カトレア 14:45~16:55	第36回中部ブロック総会	1. 中部ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「2020年の社会環境と今後の方針」について 4. 「登録販売者委員会活動」について 5. 「第20回JAPANドラッグストアショー」開催について 6. 「制度の動向と協会活動」について 7. 「ドラッグストアをヘルスケアの受け皿に」について 8. 「ドラッグストア業界の展望とJACDSの活動」について 9. 質疑応答	145名
2月25日(火) 虎の門スクエア4階会議室 14:30~16:30	第15回セルフメディケーションアワード 発表会(1次)	1. 開会宣言 2. 候補者発表 3. 最終審査 4. グランプリ候補3名発表・その他受賞者表彰 5. 記念撮影	約60名
2月25日(火) ソラリア西鉄ホテル 8階 陽光 13:00~14:30	第14回九州ブロック支部長会	1. 九州副ブロック長挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 災害時支援物資協定について(防犯・有事委員会から) 5. 登録販売者委員会 報告 6. その他	12名
2月25日(火) ソラリア西鉄ホテル 8階 北斗 14:45~16:55	第36回九州ブロック総会	1. 九州ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「2020年の社会環境と今後の方針」について 4. 「登録販売者委員会活動」について 5. 「第20回JAPANドラッグストアショー」開催について 6. 「制度の動向と協会活動」について 7. 「ドラッグストア業界の展望とJACDSの活動」について 8. 質疑応答	57名
2月27日(木) 大間國 迎賓館 3階 クリスタルルーム 13:00~15:00	第14回西日本ブロック支部長会	1. 西日本ブロック長挨拶 2. 組織委員長挨拶 3. 行政訪問の報告について 4. 災害時支援物資協定について(防犯・有事委員会から) 5. 登録販売者委員会 報告 6. その他	22名
2月27日(木) 大間國 迎賓館 3階 ダイヤモンドホール 15:15~17:40	第36回西日本ブロック総会	1. 西日本ブロック長 挨拶 2. 組織委員長 挨拶及び「JACDS組織委員会の方針」について 3. 「2020年の社会環境と今後の方針」について 4. JACDSの「政治連盟活動」について 5. 「登録販売者委員会活動」について 6. 「第20回JAPANドラッグストアショー」開催について 7. 「制度の動向と協会活動」について 8. 「ドラッグストアをヘルスケアの受け皿に」について 9. 「ドラッグストア業界の展望とJACDSの活動」について 10. 質疑応答	181名

会議議事録

2019年度 第5回常任理事会 議事録

日時:2019(令和元)年10月11日(金) 11:00~12:00

会場:メルパルク東京 3階 百合の間

欠席:松本名誉会長、浦上副会長、櫻井委員長、後藤リーダー、平野副委員長

池野会長挨拶

- ・台風について、今までにない規模のため、対策をやっているが限度がある。また、電気が止まると通信が止まり、安否確認が出来なくなる。万全の対応が必要。
- ・消費税があがった。売り上げは予定通り下がる。各社で対応するのがいいのか業界として対応するのがいいのかご意見をお聞きしたい。

議事

1. 濫用の恐れのある医薬品の対応について

- ・中澤専務より説明ののち、10代の市販薬の濫用を防止するための自主ルールの検討を行った。
- ・池野会長と中澤専務と打ち合わせして、省庁と調整をしながら、対応策を決めていくことで承認された。次回の常任理事会でどういう対応策になったか報告をする。

・マスコミに対しては常任理事会、理事会でこういった議論中であるということを報告する。

→挙手をしていただき、承認された

2. 消費増税対策としてのキャッシュレス・ポイント還元事業の抜本的な見直しについて(意見・要望)

・池野会長より説明

不公平な支援事業に反対することに賛同し、意思表示を行なったと説明があった。

・事務局より補足

日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会の2団体で記者会見を行なったことが報告された

3. 田中浩幸 事務総長補佐就任承認について

・池野会長より次の承認要請があった

今西事務総長は日本ヘルスケア協会が公益財団法人となるため、その会長職に専念する。田中氏に引継を行なうため、田中氏の事務総長補佐職就任を承認してほしい。

→挙手をしていただき、承認された。

4. 「JACDS一般社団法人化等検討委員会」の設置承認について

・田中事務総長補佐より説明

公明正大な協会運営と環境が激しい昨今でのさまざまな対応

策について迅速な意思決定をするため、JACDS一般社団法人化等検討委員会の設置をし、計4回の検討委員会を開き、答申をまとめ、年内中に常任理事会に答申を提出したい。委員会のメンバーについても説明があった。

→検討委員会の設置と進め方の了承を、出席者に挙手を求め、承認された。

5. 日本医薬品登録販売者協会改革案について

・樋口副会長から報告

外部研修赤字解消を目指した運営移行、委託先との関係の見直し、職能団体としてしっかり独立して活動していく、等々について報告があった。

→出席した委員に挙手を求め、了承された。

6. セルフメディケーション税制と軽減税率について

・森常任理事から説明

セルフメディケーション税制は使いにくいので、私案であるが、医薬品の軽減税率を考えてもいいのではないか。JACDSとしての方向性を決めていただきたい。

・我々だけでは決められない。OTC医薬品協会と話し合っ決めていくこととなった。

7. 理事会について

今西事務総長より理事会の議事について説明があった。

8. 秋の政治連盟特別講演会&レポート報告会の開催について

・根津執行委員長より報告

セミナーの概要について説明があった。

9. 報告・提案事項

・事務局より報告

第4次安倍再改造内閣について、薬事功労表彰について、JAHI年次大会開催結果、日赤国際災害救助隊への医薬品等援助の件、セルフメディケーション税制の普及活動、政治家支援状況報告 等

10. 今後のスケジュール

事務局から2月の常任理事会&トップ会を19日に開催したいとの提案があり、了承された。

②分包機4台、

③参加見込数 950 組、となった。

2. 日赤「情報収集フォーマット」への協力について

日赤からの遅滞連絡を事務局から報告。調剤推進委員会としては、地元薬剤師会抜きでも協力する用意があることを確認。

3. 薬学生実務実習関東地区調整機構会議へのオブザーバー出席について

本橋委員が、調剤推進委員会委員長代理としてオブザーバー参加することを決定。

4. その他

1)今後の活動

日本エイズ学会からの学術大会(11月)協力依頼について事務局から説明。

今後このような学術イベントに協会としてどう積極的にかかわっていくのか、議論していくべきとの意見があった。

2) 次回調剤推進委員会

3月24日(火) 10:00~12:00

以上

以上

2019年度第6回調剤推進委員会 議事録

日時:2020年1月22日(水) 16:00~18:00

場所:日本チェーンドラッグストア協会 東京事務所

出席者:

委員長 榊原 栄一 (株)スギ薬局 代表取締役会長(協会副会長)

委員 大竹 富治 (株)マツモトキヨシホールディングス
グループ出店企画部 調剤担当部長

委員 多田 昌央 (株)トモズ 薬剤部長

委員 久保 聡 (株)スギ薬局 ウェルネス事業部
関東営業二部 部長

委員 本橋 勝 ウェルシア薬局(株) 総務本部
リスク管理部長

委員 山邊 正史 コクミン 経営企画室

事務局 中澤 一隆 JACDS専務理事

田中浩幸 事務総長補佐

議事:

1. ドラッグストアショー「こども薬剤師体験コーナー」について

同日開催されたドラッグストアショー実行委員会(14:00~16:00)の結果を多田実行委員長から報告。

①参加企業は9社(コクミン、ツルハ、サツドラが新規参加)、

協会からのお知らせ

次々ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。今号では、店舗、駐車場の設備老朽化に伴う事故の発生に関する報告がありますのでご確認ください。【資料:後頁4ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

■ 一般財団法人 日本ヘルスケア協会 ご案内

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」は超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指すヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

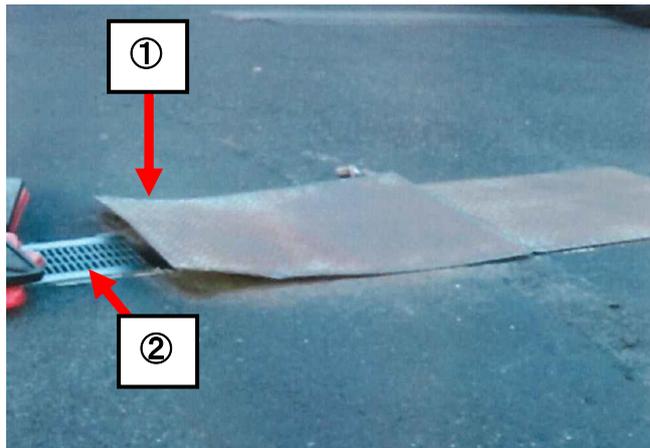
【資料 後頁5ページ分】

薬剤師賠償責任保険からのお知らせ

店舗、駐車場の設備老朽化に伴う事故の発生にご留意ください。

先般、薬剤師賠償責任保険に加入する企業において次のような事例が見られました。従業員への周知ならびに設備状況の確認についてご配慮をお願いいたします。

事例1：駐車場の溝に設置していた鉄板がゆがみ、通過した自動車の下部を破損



矢印①の部分を通り過ぎた際に鉄板が跳ね上がり、車の下部を破損した事故が発生しました。

矢印②のグレーチング（溝蓋）を正しく設置することで事故の発生を防ぐことができます。

また、保険会社からは道路と駐車場の段差を解消するスロープにおいても同様の危険性が指摘されました。

事例2：腐食していた街灯に気が付かず、強風で倒れて駐車していた車を破損



○囲みの部分を拡大

根本部分が腐食していたことに気が付かず、強風時に街灯が倒れ、駐車していた車のボンネットを直撃した事故です。幸いけが人はありませんでしたが、ひとつ間違えると大きな事故になる危険がありました。

昨年の台風被害では、電力会社の送電用の鉄塔やゴルフ練習場の鉄塔が倒れるなど、これまでの想定をはるかに超える強風が発生しました。お客様、従業員の安全確保のためにも設備の点検をお願いいたします。

以上

日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- 日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2020年2月15日午後4時から2021年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分	支払限度額			免責金額 (1事故)
	1名	1事故	保険期間中	
業務危険		1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物		5,000万円	3万円
人格権侵害	業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)	3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害	※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。				
保険料(注)			1,260円	1,420円	1,610円

中途加入手続き

- ◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。
- ◆加入依頼書の送付先：
〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F
日本チェーンドラッグストア協会事務局（薬剤師賠償責任保険担当）
- ◆保険料を下記口座へお振込みください。
振込先：（銀行名・支店名）三井住友銀行 新横浜支店
（口座番号）普通口座 0406415
（口座名義）日本チェーンドラッグストア協会

【中途加入保険料表】2020年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

＜補償内容＞

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。

(基本契約とは別に適用されます。)

＜年間保険料＞

3,790円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)
11	3,470
10	3,170
9	2,850
8	2,520
7	2,210
6	1,910
5	1,580
4	1,270
3	950
2	640
1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

＜補償内容＞

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

＜年間保険料＞

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

加入月数(ヶ月)	保険料(円)		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
11	1,160	1,300	1,480
10	1,050	1,180	1,340
9	950	1,070	1,210
8	840	950	1,070
7	740	830	940
6	630	710	810
5	530	590	670
4	420	470	540
3	320	360	400
2	210	240	270
1	110	120	130

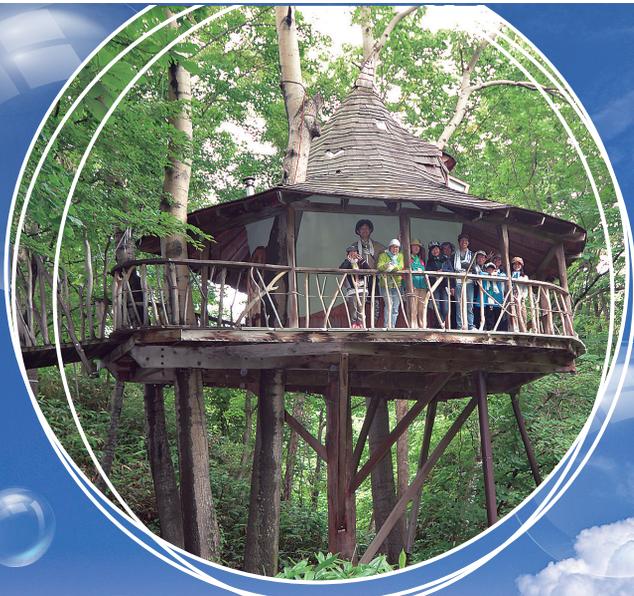
seriousfun camp

founded by paul newman



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。

現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。



加盟店舗に募金箱を
設置しました。

日本チェーンドラッグストア協会はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

日本チェーンドラッグストア協会
<http://www.jacds.gr.jp/>

solaputi kids' camp
a seriousfun camp
founded by paul newman

公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
<http://www.solaputi.jp/>

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階
TEL.045-474-1311 / FAX.045-474-2569 e-mail: sec@jacds.gr.jp

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200 / FAX.0125-75-3211 e-mail: info@solaputi.jp

一般財団法人 日本ヘルスケア協会

活動の紹介と入会のご案内

一般財団法人日本ヘルスケア協会は、超高齢社会における健康寿命延伸とヘルスケア産業育成の実現を目指す、ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者が集まった民間唯一の団体です。

当協会は、ヘルスケア産業育成のために次の事業を実践します。

1. ヘルスケアに寄与する制度、社会システム、事業等の研究と政策建議、提言を実践します
2. ヘルスケア産業育成および事業推進に向けた事業連携と、実現のための支援活動を実践します
3. 社会的価値を有する、ヘルスケアに寄与する業界および企業活動への支援を実践します
4. ヘルスケア推進に寄与する制度や事業、システム等を生活者に啓発並びに普及推進するための活動を実践します
5. その他、ヘルスケアの推進および産業育成に関する事業を実践します



一般財団法人 日本ヘルスケア協会
Japan Association of Health care Initiative

■ ごあいさつ



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
会長 **今西 信幸**
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)



一般財団法人
日本ヘルスケア協会
理事長 **松本 南海雄**
(株)マツモトキョシホールディ
ングス 代表取締役会長)

我が国の健康政策は、これまでの「生命寿命延伸医療政策」から「健康寿命延伸健康政策」への転換を図り、これを実現する「ヘルスケア産業」を育成する方針が出されました。

この政策を受け、各省庁および地方行政において様々な施策や検討が行われており、民間企業や団体においても多くのヘルスケアに寄与する事業が行われています。また、官民や産学が連携した、ヘルスケア推進団体も多く誕生しています。しかし、この政策に反発する反対勢力が強く、確実にヘルスケアに寄与する施策や事業、活動がほとんど実践できない状況にあります。

新しい政策や事業を実現するためには、そのための新しいロジックや枠組みなどの環境整備が不可欠ですが、それはまだ整っていない状況にあります。

そこで、健康寿命を延伸させるヘルスケア産業界の意見を政策に反映し、しかもその振興および推進を支援する第三者機関が熱望され、よりよい日本の社会づくりに貢献するために「一般財団法人日本ヘルスケア協会」を発足いたしました。

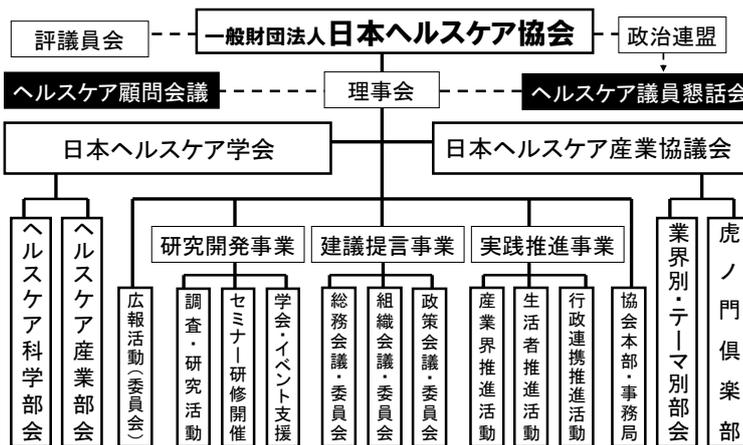
ヘルスケアに関する有識者、産業、関係者の多くの方々に、当協会活動にご参加いただきますようお願い申し上げます。

■ 日本ヘルスケア協会の目的——健康寿命延伸とヘルスケア産業の育成を図ります。

- 1) わが国のヘルスケアを実践する
新しいロジックや環境を整備します
- 2) ヘルスケア産業育成と効果的かつ効率的の実践を実現します
- 3) 健康寿命延伸を実現し、
現行の医療制度を維持させます
- 4) 社会制度に関する不安を解消し、
国民の幸福に寄与します

■ 日本ヘルスケア協会と構成する組織の概要——ヘルスケア推進の民間唯一の組織です。

「一般財団法人日本ヘルスケア協会」組織概要



○日本ヘルスケア学会 会長(2会長制)



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
ヘルスケア産業部会 部会長
上原 征彦
(昭和女子大学現代ビジネス研究所
特命教授)



(一財)日本ヘルスケア協会 会長
ヘルスケア科学部会 部会長
今西 信幸
(一財)東京薬科大学付属
ヘルスケア研究所 理事長)

○日本ヘルスケア産業協議会 会長



(一財)日本ヘルスケア協会 副会長
池野 隆光
(ウエルシアホールディングス(株)
代表取締役会長)

■ 日本ヘルスケア協会の構成組織

◎ 日本ヘルスケア学会

わが国のヘルスケア推進に関する科学分野と産業分野のあり方について、現実的かつ臨牀的な論理と技術の研究を行い、独立性を保ちかつ客観的に、わが国の国民や国政、産業界に提言します。

◎ その他

ヘルスケア顧問会議、ヘルスケア議員懇話会が提案、意見、指導、アドバイスを送ってくれます。

◎ 日本ヘルスケア産業協議会

ヘルスケア産業に関する各業界および研究機関が部会を構成し、各部会に関係団体や関係企業が所属し、それぞれの業界や企業が有するヘルスケア活動を行うための問題や課題を解決する活動を行います。

■ 日本ヘルスケア協会の主な活動——強力な推進力・実践力を発揮します。

◎研究、協議活動

部会、研究会が個々の課題解決に向け、検討会を行なっています。そして、年1回発表会を行います。

ヘルスケア推進に関する①政策および施策、社会環境に関する研究、②産業、企業活動、サービスに関する研究、③生活者への啓発、普及、推進に関する研究、④その他の研究を行い、その実現のための協議を行います。



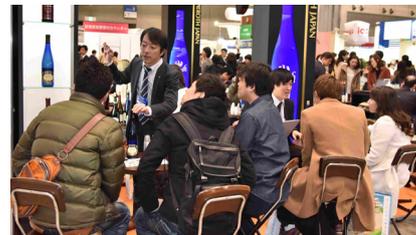
活動方針発表会 1000人を超える関係者が集合

◎建議・提案活動

ヘルスケア推進に寄与し社会的価値のある政策や施策、事業について、関係行政や関係機関にその実現に向けた建議や提言、提案を力強く行ってゆきます。



ジャパンドラッグストアショーでヘルスケア事業推進内容を発表



ライフスタイルビジョン for シニアを開催

◎業界基準向上認定活動

優れた取組みについて認定する活動をしています(優良配置販売業者、コンシェルジュ、救急救命AED指導員など)。

◎ロビー活動

制度や規制、事業推進などに関するヘルスケア推進の環境整備について、関係者に力強く働きかけ、問題の解決や新しい施策の実現を図ります。

ヘルスケア議員懇話会(会長:林芳正参議院議員)では、われわれの提案に賛同し、直接、塩崎厚労大臣に、検体測定室の見直しを要望。今秋を目途に改正が実現!



要望書を手渡すヘルスケア議員懇話会の面々

◎業界、事業連携活動

優れた政策や施策および各業界や企業のヘルスケア推進活動やサービスを、より効果効率的に実現するために、関係する機関や業界、企業に連携を図ってまいります。



東京薬科大学で「医療コミュニケーション」講座を受託、実施



救急救命・AED指導員養成講習を実施



「ながら筋トレ体操」を開発。普及推進を目指す

◎啓発、普及推進活動

各業界や企業が提供する優れたヘルスケア推進活動やサービスについて、行政や業界、マスコミ等とも連携し、生活者への啓発と普及推進を行います。

◎各種ヘルスケアイベントへの協力活動

学術大会や健康イベントの開催など、ヘルスケア推進およびヘルスケア産業育成の活動にも協力。



ペット飼育のメリットを啓発するパンフレットを作成



機能的表示食品フォーラムに協力



日本医真菌学会総会・学術大会 区民公開シンポジウムに協力

■ 会員のメリット——貴業界・貴社の問題・課題を解決します。

1) 各業界および企業の商品、サービスの推進に関する支援

ヘルスケア推進に寄与する各業界および各社の商品、サービスの普及や推進に関する内容を相談し、実現に向けたアドバイスや支援を得ることができます。

また、必要に応じて連携すべき業界や企業、有識者等の紹介も行います。(但し、販売先の斡旋、紹介は行いません)

2) 日本ヘルスケア産業協議会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

各業界や企業が、推進したいテーマについて、部会を通じて実現することができます。また、各業界や企業で抱えている問題の解決に向けて部会で協議し、その実現に必要な政策提言や関係業界・機関との連携、普及推進策を図ってゆきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

3) 日本ヘルスケア学会の部会への参加

(無料、複数部会の参加可能)

日本ヘルスケア産業協議会の部会だけでなく、学術的研究のテーマについては、日本ヘルスケア学会の部会活動にも参加することができます。制度や産業育成、マーケティング等に関する研究は、ヘルスケア産業部会に参加いただきま

す。また、予防や医療、介護、専門家等に関する研究は、ヘルスケア科学部会に参加していただきます。各部長の了承のもと複数の部会に参加することができます。また、簡単な所定の手続きにより新しい部会、委員会、研究会等の立ち上げ、設置も可能です。

4) 協会の主催するイベント等に会員価格で参加

日本ヘルスケア協会および日本ヘルスケア産業協議会、日本ヘルスケア学会が主催するイベントやセミナー、学術大会等に会員価格で参加することができます。最新情報をいち早く知ることができ、ヘルスケアの研究や産業に携わる方の活動や仕事に大いに役立ちます。

5) 日本ヘルスケア協会の会員限定HPにアクセスが可能

会員限定ホームページにアクセスし、新制度や運用の最新情報や各部会での活動(会員公表分)、会員サービス情報などを入手することができます。また、各会員の持つ疑問や相談、要望についてもご連絡いただけます。迅速に誠意をもって対応いたします。

6) その他

限定出版物の会員価格での購入など、多くの会員サービス事業を増やしてまいります。会員の皆様の要望があればぜひお寄せください。

■ 入会申し込み要領

会員の種別(「虎ノ門倶楽部」は別に定めます)

- 1) 法人会員：本会の目的に賛同し、入会した法人(企業)
- 2) 個人会員：本会の目的に賛同し、入会した個人
- 3) 特別会員：本会の目的に賛同し、特別に入会を招聘された法人、個人
- 4) 登録協力団体会員：本会の目的に賛同し、登録した協力団体

年会費(入会金はありません)

- 1) 法人会員：一口10万円/年一口以上
- 2) 個人会員：3千円(人/年)
- 3) 特別会員：会費なし
- 4) 登録協力団体会員：会費なし
但し、登録協力団体会員からの活動費用賛助、活動協力はお受けいたします。ご協力ください。

備考

※会計年度は4月1日より翌年3月31日までですが、当面の間、会費を納入した翌月から12カ月分(1年間)を年会費とします。

※会費は理事会の決定により、変更される場合があります。会員には事前に連絡を行います。

※個人会員、特別会員、登録協力団体会員は、協議会および学会の各部会への参加を希望される場合、部会長の特別推薦、または招へいが必要などの制限がありますのでご了承ください。

■ 入会申し込み手順

- 1) 同封の「入会申込書」(申込書はホームページからもダウンロード可能)に必要事項を記入して、団体、法人内容のわかるもの(ご案内やパンフレットなど)を添えて、協会事務局まで郵送する。FAXまたはメールでも申込みが可能。
- 2) 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
- 3) お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

■ お振込み先

● 振込み口座
みずほ銀行新横浜支店普通：1692873

● 振込み口座名
一般財団法人 日本ヘルスケア協会

※恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

一般財団法人 **日本ヘルスケア協会** Japan Association of Health care Initiative

(2015年11月設立)

(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目15-10 名和ビル3階
TEL03-5510-7274 FAX03-3504-8103 <http://www.jahi.jp> E-Mail: info@jahi.jp
(横浜事務所) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階(NRKグループ内)
TEL045-474-2521 FAX045-474-2520

FAX:045-474-2520 または E-mail:info@jahi.jp

一般財団法人日本ヘルスケア協会(J A H I)入会申込書

私は、一般財団法人 日本ヘルスケア協会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

①申込日と、該当する会員区分を、チェックしてください。

申込日 年 月 日

会員区分 法人会員 個人会員 (どちらか一方をしてください)

②法人会員にお申込みの方はA欄の太線枠内、個人会員にお申込みの方はB欄の太線枠内に、もれなくご記入ください。

【A欄】法人会員の申込み記入欄			
法人情報	法人名	(フリガナ) 氏名	
	代表者	(フリガナ) 氏名	役職名
	法人所在地 (連絡先)	〒	
	業種	TEL:	FAX:
連絡先情報	担当者	(フリガナ) 氏名	役職名
	担当者所在地 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費 (一口10万円/年 一口以上) ※申込口数と合計金額を記入			請求書 (どちらかに○)
申込口数 →	口	、合計金額 (年会費) →	万円
			必要 ・ 不要

【B欄】個人会員の申込み記入欄			
本人情報	氏名	(フリガナ)	勤務先名 (学校名)
	住所 (連絡先)	〒	
		TEL:	FAX:
		E-mail:	
年会費	3千円 (人/年)		請求書 (どちらかに○) 必要 ・ 不要

(注) 1) 入会金はありません 2) 会計年度は4月1日より翌年3月31日まで

◆入会申し込み手順

(入会申込書はホームページからもダウンロードすることができます)

1. 入会申込書に必要事項を記入し、法人案内等を添えて協会事務局まで郵送 (FAXまたはメールでも可) する。
2. 会費を指定口座に振り込む。なお、請求書が必要な場合は、「入会申込書」送付時にその旨を記入する。
銀行口座：みずほ銀行 新横浜支店 (普通) 1692873 口座名義：一般財団法人日本ヘルスケア協会
※恐れ入りますが、振込手数料は御社でご負担願います。
3. お振込み確認後、受領書並びに協会ホームページのID、パスワードなどを送信する。

※事務局入力欄(何も記入しないでください)

・備考欄 会員 No.

--	--	--	--	--	--	--	--

受付	法人案内	入金			
/		/			

行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【厚生労働省】

1. モダフィニル製剤(モディオダール錠 100 mg)の使用に当たっての留意事項について

—医薬・生活衛生局総務課長(2月11日) 埼玉県、千葉県

効能又は効果の追加に伴う適正な管理に関する周知の依頼です。薬局での適切な対応に協力をお願いします。【資料:後頁5ページ分あり】

2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について(周知)

—新型コロナウイルス感染症対策推進本部(2月25日) 東京都、徳島県

2月25日に公表された基本方針について周知依頼がありました。情報は随時更新されていますので、内閣官房のホームページをご覧ください。

URL: http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

3. 新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて

—医薬・生活衛生局総務課(2月28日)

宮城県、埼玉県、横浜市、富山県、岐阜県、三重県、京都市、兵庫県、

JACDS 事務連絡 No19164 にてご案内した内容です。JACDSホームページの新型コロナウイルス特設サイト(以下特設サイト)をご覧ください。

URL: <http://www.jacds.gr.jp/covid-19/index.html>

4. 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(2月28日) 東京都

消毒用エタノール(医薬品又は医薬部外品)の供給不足に伴う、容器の詰め替えに関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁1ページ分あり】

5. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その2)

—保険局医療課(2月28日) 宮城県、横浜市、岐阜県、兵庫県、

JACDS 事務連絡No.19164 にて案内した内容の補足として、診療報酬上の臨時的な取扱いに関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁5ページ分あり】

6. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(覚醒剤取締法関係)

—医薬・生活衛生局長(3月3日) 埼玉県、千葉県、三重県

JACDS 事務連絡No.19174 にて案内した覚醒剤取締法に関連した内容です。特設サイトをご覧ください。

7. 歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて

—医薬・生活衛生局総務課(3月4日)

宮城県、埼玉県、横浜市、富山県、岐阜県、三重県、兵庫県、徳島県

JACDS 事務連絡 No19168 にてご案内した内容です。特設サイトをご覧ください。

8. 新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

—健康局、子ども家庭局、社会・援護局(3月4日) 宮城県

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合の対応に関する周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】

9. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布について

—医薬・生活衛生局総務課長(3月11日)

埼玉県、横浜市、新潟県、富山県、三重県、徳島県、熊本市

JACDS 事務連絡 No19176 にてご案内した内容です。特設サイトをご覧ください。

10. 新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について

—医薬・生活衛生局総務課(3月13日)

宮城県、埼玉県、横浜市、愛知県、岐阜県、京都市、兵庫県、島根県、徳島県、熊本市

JACDS 事務連絡 No19176 にてご案内した内容です。特設サイトをご覧ください。

11. 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について

—医薬・生活衛生局総務課(3月16日) 横浜市

JACDS 事務連絡 No19177 にてご案内した内容です。特設サイトをご覧ください。

12. 新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて

—医薬・生活衛生局総務課(3月19日) 宮城県、京都市、兵庫県、徳島県

JACDS 事務連絡 No19178 にてご案内した内容です。特設サイトをご覧ください。

13. 公正な採用選考について

—職業安定局長(3月16日)

就職の機会均等を確保するための応募者の基本的人権を尊重した公正な採用選考の実施に関する周知です。厚生労働省のホームページをご覧ください。適正な対応に協力をお願いします。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>

【経済産業省中小企業庁】**14. 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について**

—経済産業大臣(3月10日)

2月号でもご案内した件の続報となります。中小企業に対する一層の配慮のお願いです。後頁の資料に目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

15. 緊急対応策第2弾を踏まえた「経産省コロナ対策パンフレット」の周知について

—商務・サービス G 消費・流通政策課(3月10日)

JACDS 事務連絡 No19173 にてご案内した内容です。パンフレットは随時更新されていますので、最新の情報は経済産業省のホームページをご覧ください。

URL: <https://www.meti.go.jp/covid-19/>

16. ドラッグストア販売統計月報について

—経済産業省(12月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の12月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。【資料:後頁18ページ分あり】

【農林水産省】**17. 東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について**

—食料産業局 食品流通課(3月11日)

平成23年4月以降、「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、福島県産品をはじめとした被災地産品の流通・販売促進等を行っているとのことです。後頁の資料をご確認いただき、可能な範囲でのご協力をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】

【国土交通省】**18. トラック運送業者の法令違反行為の防止について(申し入れ) —自動車局貨物課長(3月5日)**

2月28日に発出された、「台風等による異常気象時下における輸送の在り方について」に基づく安全を確保した輸送に関しての申し入れです。目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしくお願いします。

【資料:後頁8ページ分あり】

【団体】**19. 精米商品の配送におけるリードタイム延長等に関するお願いについて**

—全国米穀販売事業共済協同組合(3月10日)

昨今の物流業界の人手不足等の問題を踏まえ、今後、精米商品の配送にかかるリードタイム延長等の対応について、卸業者より各社へ相談があるとのことです。目を通していただき、適切な対応を実施いただくよう、よろしくお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

20. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集。分析事業 第22回報告書の公開について(3月24日)

—公益財団法人日本医療機能評価機構(3月24日)

第22回報告書の公開について周知依頼がありました。薬局での医療事故防止にご活用ください。報告書は以下のURLをご覧ください。

URL: <http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/contents/report/index.html>



薬生総発 0221 第 1 号
薬生薬審発 0221 第 5 号
薬生安発 0221 第 1 号
薬生監麻発 0221 第 1 号
令和 2 年 2 月 21 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部 (局) 長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

モダフィニル製剤 (モディオダール錠 100mg) の使用に
当たっての留意事項について

モダフィニル製剤 (販売名: モディオダール錠 100mg) (以下「本剤」という。) については、本日、「特発性過眠症に伴う日中の過度の眠気」を効能又は効果として追加する、製造販売承認事項一部変更承認 (以下「本承認」という。) したところですが、承認条件が別紙のとおり付されたことから、本剤の適正な使用のための管理を下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の医療機関及び薬局に対して周知願います。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。

記

1. 流通管理について

- (1) 承認条件の付記に伴い、製造販売業者に対して、医師の登録要件の設定を要点とした適正な使用のための管理の実施を義務づけるとともに、医師、薬剤師、医療機関及び薬局 (以下「医師等」という。) が管理を適切に行えるよう措置を講じることを義務づけた。製造販売業者が



薬第1039号

実施する管理の概要は別添のとおりであり、登録センターへの登録を受けることを希望する医師等に対しては、その詳細が案内される。なお、当該登録センターへの登録を受けた医師等が、当該管理を逸脱する行為を行った場合には、当該登録の取消等の措置が講じられることとなる。

- (2) 薬局における調剤に関して、当該管理に基づく確認をした上で調剤を拒み、又は当該管理に基づく登録を受けていないため調剤を拒むことは、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条（調剤の求めに応ずる義務）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第11条の11の「正当な理由」による調剤の拒否に当たるものと解される。

2. 経過措置について

1. に示す管理については令和2年2月21日より実施する。なお、令和2年8月31日までは従前の例によることができる。

別紙

承認条件について

本剤の承認条件を以下のとおりとした。

【承認条件】

新	旧
1. <u>医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。</u>	
2. <u>特発性過眠症について、国内での治験症例が極めて限られていることから、製造販売後、一定数の症例に係るデータが集積されるまでの間は、全症例を対象に使用成績調査を実施することにより、本剤の使用患者の背景情報を把握するとともに、本剤の安全性及び有効性に関するデータを早期に収集し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。</u>	
3. <u>本剤が、睡眠障害の診断、治療に精通した医師・医療機関のもとでのみ処方されるとともに、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。なお、令和2年8月31日までは従前の例によることができる。</u>	

別添

モディオダール錠適正使用の概要

1. 実施体制

- 医師、薬剤師、弁護士等で構成される「モディオダール適正使用委員会」を設置し、委員会は、アルフレッサ ファーマが本剤の適正使用推進のために必要な措置を策定・実施するにあたり、専門的な観点から助言、提言、管理及び監督を行う。モディオダール適正使用委員会内にモディオダール適正使用委員会事務局を設置し、適正使用推進にかかわる監視などの業務を円滑に推進する。
- モディオダール適正使用委員会内に登録センターを設置し、事務局と連携して医師・医療機関及び薬局・調剤責任者の登録業務を行う。
- 本剤を取り扱う医師*、薬剤師（調剤責任者）、医療機関及び薬局（以下「医師等」という。）は、Website を介した登録センターへの登録を要する。当該登録時には、本剤の各効能別の疾患の特性・診断・治療及び依存性等の安全性に関する内容を含めた適正使用について、e-Learning 及び理解度確認テスト（以下、「Web 研修」という。）の履修を必要とする。Web 研修の修了が確認できた医師等についてモディオダール適正使用委員会において適格性を審査する。
- 卸売販売業者に対しては、登録医療機関及び薬局以外への納入を禁止する。卸売販売業者は薬局から初めて本剤の発注があった場合、当該薬局が登録されていること、並びに処方医師の氏名及び所属医療機関が登録されていることを登録センターに確認する。

* 医師：確定診断医師と確定診断後の治療・処方を行う医師の2種類

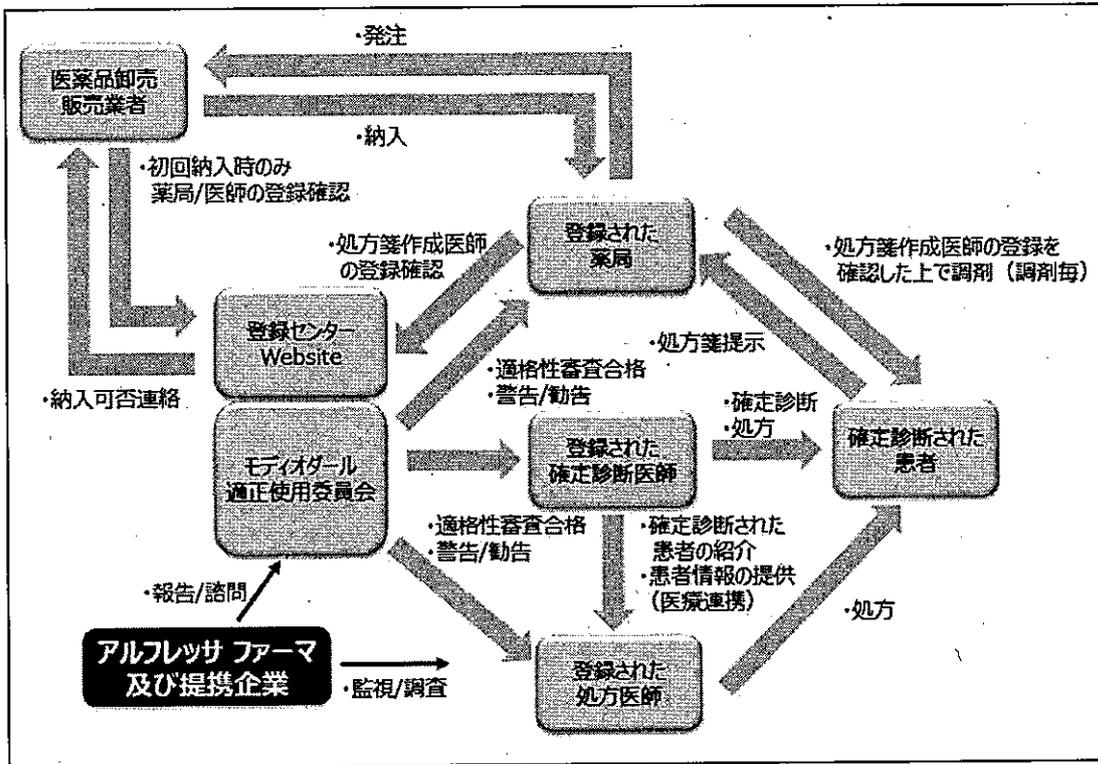
2. 処方及び調剤の手順

<処方>

- 登録された確定診断医師が必要な検査を実施したうえで確定診断を行い、本剤を処方する。登録された確定診断後の治療・処方を行う医師（登録された処方医師）は、登録された確定診断医師によって確定診断を受けた患者についてのみ、当該確定診断医師との連携のもと、治療・処方を行う。

<調剤>

- 処方箋を受取った登録薬局は、調剤の都度、処方医師が登録医療機関の登録医師であることを登録センター（Website）で確認したうえで薬剤を交付する。



モディオダール錠適正使用体制全体図

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う需要の増加により、消毒用エタノール（医薬品又は医薬部外品）の供給不足が生じています。

イベント又は施設等に来訪する者に対し、イベント又は施設の開設者等（以下「事業者等」という。）が感染予防の目的で購入した消毒用エタノールを使用させる場合の取扱いについて、事業者等から照会が寄せられていることから、来訪者等に対する消毒用エタノールの使用について、下記のとおり取扱う旨、貴管下関係者又は事業者等から照会があった場合は、周知いただきますようお願いいたします。

記

1. イベント又は施設等の訪問者や職員等に使用させることを目的として、消毒用エタノールを他の容器へ詰め替え、使用させることは差し支えないこと。なお、他の容器に詰め替えた消毒用エタノールについて、来訪者等への販売・授与等を行わないこと。
2. 容器の詰め替えに際しては、当該事業者等の責任の下において、容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。

以上

事務連絡
令和2年2月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）

「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。別添2参照。）が、本日発出されたところですが、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱い等について、別添1のとおり取りまとめたので、送付いたします。

以上

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL:03-5253-1111（内線3172）
FAX:03-3508-2746

(別添 1)

※ 以下、「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(令和2年2月28日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を単に「事務連絡」という。

問1 事務連絡の「1」にあるように、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合、保険医療機関は、電話等再診料、処方箋料を算定できるか。

(答)

算定できる。

問2 問1について、電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合は、電話等再診料とオンライン診療料のいずれを算定するのか。

(答)

問1の場合については、電話等再診料を算定すること。

問3 ファクシミリ等により処方箋情報を受け付けた保険薬局において、当該処方箋情報に基づく調剤を行った場合、調剤技術料及び薬剤料は算定できるのか。

また、事務連絡の「3」にあるように、患者に薬剤を渡し、電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、薬剤服用歴管理指導料等の薬剤師からの説明が要件となっている点数は算定できるのか。

(答)

調剤技術料及び薬剤料は算定できる。

薬剤服用歴管理指導料等は、電話や情報通信機器を用いて適切な指導を行っており、その他の要件を満たしていれば算定できる。

(別添2)

事務連絡
令和2年2月28日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や
処方箋の取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本方針」という。）がとりまとめられたところです。基本方針を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースがあることから、あらかじめ、その取扱いに関する留意点を別添にまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

以上

慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る
電話や情報通信機器を用いた診療、処方箋の送付及びその調剤等に関する留意点について

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方の上、処方箋情報を、ファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。

注) 処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行くことを原則とするが、患者が希望する場合には、患者自身が処方箋情報を薬局にファクシミリ等により送付することも差し支えない。

- ・ ただし、新型コロナウイルスへの感染を疑う患者の診療は、「視診」や「問診」だけでは診断や重症度の評価が困難であり、初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った場合、重症化のおそれもあることから、初診で電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが許容される場合には該当せず、直接の対面による診療を行うこと。
- ・ なお、新型コロナウイルスへの感染者との濃厚接触が疑われる患者や疑似症を有し新型コロナウイルスへの感染を疑う患者について、電話や情報通信機器を用いて、対面を要しない健康医療相談や受診勧奨を行うことは差し支えない。その場合、新型コロナウイルスを疑った場合の症例の定義などを参考に、必要に応じて、帰国者・接触者相談センターに相談することを勧奨することとする。

2. 医療機関における対応

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該患者が複数回以上受診しているかかりつけ医等が、その利便性や有効性が危険性等を上回ると判断した場合において、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療で処方することは、事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこととする。
- ・ 電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合、患者の同意を得て、医療機関か

ら患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付することとして差し支えない。

- ・ 医療機関は、処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、薬局に持参させる。
- ・ 医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局を記録すること。
- ・ 医師は、3. により、薬局から、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合にも、診療録に当該薬局を記録すること。この場合に、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認すること。

3. 薬局における対応

- ・ 患者からファクシミリ等による処方箋情報の送付を受け付けた薬局は、その真偽を確認するため、処方箋を発行した医師が所属する医療機関に、処方箋の内容を確認する(この行為は、薬剤師法第24条に基づく疑義照会とは別途に、必ず行うこととする)。なお、患者を介さずに医療機関からファクシミリ等による処方箋情報の送付を直接受けた場合には、この確認行為は行わなくてもよい。
- ・ 医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ等により送付された処方箋を薬剤師法(昭和35年法律第146号)第23条～第27条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第49条における処方箋とみなして調剤等を行う。
- ・ 調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持や、確実な授与等がなされる方法で患者へ渡し、服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行うこととしても差し支えない。また、長期処方に伴う患者の服薬アドヒアランスの低下や薬剤の紛失等を回避するため、調剤後も、必要に応じ電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を実施する。
- ・ 可能な時期に医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

事務連絡
令和2年3月4日

都道府県民生・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局

総務課
がん・疾病対策課
結核感染症課
難病対策課

厚生労働省子ども家庭局

母子保健課

厚生労働省社会・援護局

保護課
援護企画課
援護・業務課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて

平素より厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴い、指定医療機関等が休業すること等により、指定医療機関等において公費負担医療を受けることができない方がいらっしゃる場合がございます。

つきましては、そのような場合においても、患者への必要な医療の確保に万全を期す観点から、各制度について、別紙1のとおり、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いといたします。また、当該患者に係る公費負担医療の請求等については、別紙2のとおり取扱われるようお願いいたします。

なお、(公社)日本医師会等に対しても、この取扱いにつき、協力依頼を行う予定であることを申し添えます。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）

緊急の場合は、医療機関において被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）を提出した上で、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

なお、毒ガス障害者救済対策事業についても同様とする。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療に係る患者票に記載する結核指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に結核指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、結核指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において患者票を提出した上で、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）

緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(4) 特定疾患治療研究事業

緊急の場合は、医療機関において特定疾患治療研究事業の受給者証を提出した上で、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

緊急の場合は、医療機関において肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加証を提出した上で、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できるものとする。

(6) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

① 緊急の場合は、医療機関において療育券を提出した上で、指定医療機関以

外の医療機関でも受診できるものとする。

- ② 緊急の場合は、受診する医療機関と受給者証に記載する指定小児慢性特定疾病医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に指定小児慢性特定疾病医療機関の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定小児慢性特定疾病医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において受給者証を提出した上で、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）

緊急の場合は、医療機関において養育医療券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

緊急の場合は、医療機関において本人確認証を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(10) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）

緊急の場合は、医療機関において療養券を提出した上で、指定医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関での受診が困難な場合においては、医療機関において公費負担医療の受給者証を提示した上で、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という。）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求すること。

(2) 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて関係県に請求すること。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(5) 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）

を付し、審査支払機関に請求すること。

(6) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に係る医療費の支給「38」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(9) 生活保護法（昭和25年法律第144号）

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

なお、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載することとし、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はないこと。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

(10) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認することとし、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(11) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）、公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）を付し、審査支払機関に請求すること。

※ なお、明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求すること。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

厚生労働省より協力を依頼する団体

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 日本精神神経科診療所協会

社会保険診療報酬支払基金

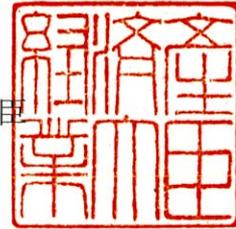
公益社団法人 国民健康保険中央会

経済産業省

20200306中第1号
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣



新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する一層の配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響がすでに生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しても、補助制度や金融支援等により、幅広く中小企業支援を講じております。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者から、親事業者が十分に協議することなく、納期の遅れを理由とした一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの行為を受けた旨の相談が寄せられています。

年度末を迎えることもあり、貴団体におかれましては、経営基盤の弱い下請等中小企業に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下請等中小企業との十分な協議の実施はもとより、下記の事項について周知徹底など更なる措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

2. 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価

格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

3. 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

4. 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2019年12月分

December, 2019

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年[2013年]10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として2017年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

(1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

(2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2019年12月の家電大型専門店販売額は4478億円、前年同月比で見ると▲11.2%の減少となった。商品別にみると、通信家電が同▲25.1%の減少、カメラ類が同▲23.5%の減少、生活家電が同▲12.8%の減少、その他が同▲8.5%の減少、AV家電が同▲7.6%の減少、情報家電が同▲7.1%の減少となった。

2019年の家電大型専門店販売額は4兆5363億円、前年比3.3%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,478	710	1,298	261	135	1,601	473	2,547
▲11.2	▲7.6	▲7.1	▲25.1	▲23.5	▲12.8	▲8.5	2.0

6. ドラッグストア販売額の動向

2019年12月のドラッグストア販売額は6078億円、前年同月比で見ると4.1%の増加となった。

商品別にみると、調剤医薬品が同9.8%の増加、食品が同7.4%の増加、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同5.7%の増加、トイレタリーが同3.1%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同2.5%の増加、健康食品が同1.8%の増加、OTC医薬品が同1.5%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同0.9%の増加となった。

一方、その他が同▲0.6%の減少となった。

2019年のドラッグストア販売額は6兆7185億円、前年比5.6%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレ タリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,078	396	812	412	191	906	560	943	1,747	113	16,441
4.1	9.8	1.5	5.7	1.8	0.9	3.1	2.5	7.4	▲0.6	5.0

7. ホームセンター販売額の動向

2019年12月のホームセンター販売額は3205億円、前年同月比で見ると▲4.2%の減少となった。

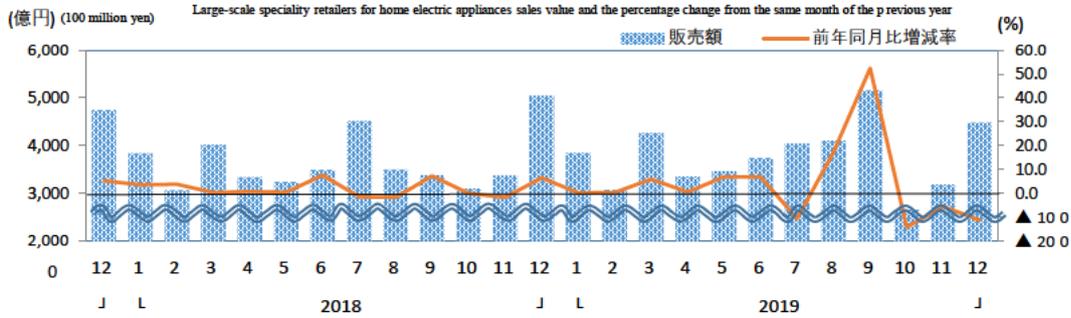
商品別にみると、電気が同▲9.8%の減少、カー用品・アウトドアが同▲8.1%の減少、インテリアが同▲7.2%の減少、園芸・エクステリアが同▲4.2%の減少、その他が同▲3.3%の減少、家庭用品・日用品が同▲3.3%の減少、オフィス・カルチャーが同▲2.9%の減少、DIY用具・素材が同▲2.7%の減少、ペット・ペット用品が同▲0.0%の横ばいとなった。

2019年のホームセンター販売額は3兆2707億円、前年比▲0.4%の減少となった。

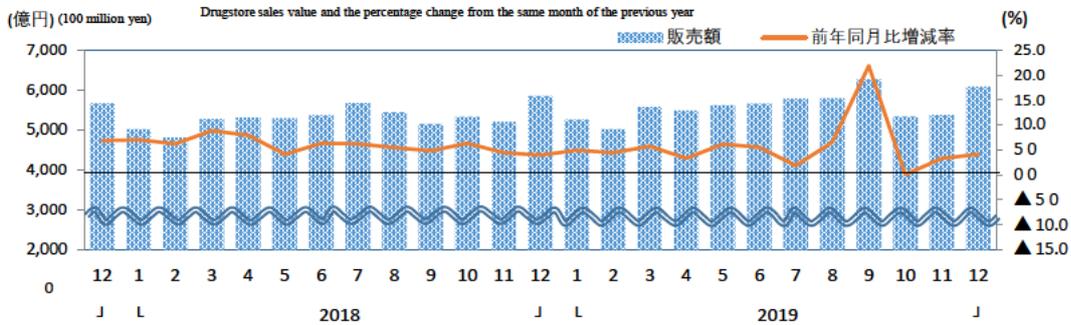
(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電気	インテリア	家庭用 品・ 日用品	園芸・ エクステ リア	ペット・ ペット用 品	カー用 品・アウ トドア	オフィス ・カル チャー	その他	店舗数
3,205	644	290	246	727	332	235	132	201	397	4,357
▲4.2	▲2.7	▲9.8	▲7.2	▲3.3	▲4.2	▲0.0	▲8.1	▲2.9	▲3.3	0.3

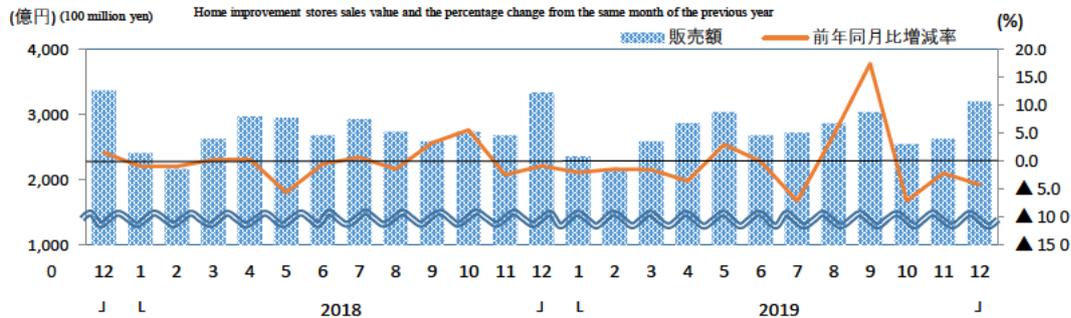
家電大型専門店販売額・前年同月比増減率の推移



ドラッグストア販売額・前年同月比増減率の推移



ホームセンター販売額・前年同月比増減率の推移



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale specialty retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale specialty retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	販売額 Sales value	前年比 (%)	店舗数 (店) establishments	
2017 年	43,115	3.1	2,529	60,580	5.4	15,049	32,942	▲0.4	4,304	C Y 2017
2018	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	2018
2019	45,363	3.3	2,547	67,185	5.6	16,441	32,707	▲0.4	4,357	2019
2016 年度	41,984	▲0.7	2,478	57,729	5.3	14,509	33,040	▲0.4	4,271	F Y 2016
2017	43,348	3.3	2,467	61,503	6.4	15,076	32,908	▲0.4	4,298	2017
2018	44,164	2.1	2,496	64,401	5.3	15,878	32,734	▲0.5	4,338	2018
2018 年 10~12月	11,514	2.2	2,498	16,359	4.8	15,660	8,773	0.6	4,346	Q4 2018
2019 年 1~3月	11,184	2.3	2,496	15,840	5.0	15,878	7,092	▲1.7	4,338	Q1 2019
4~6	10,559	4.9	2,510	16,748	5.0	16,059	8,595	▲0.2	4,352	Q2 2019
7~9	13,299	16.7	2,514	17,825	9.7	16,194	8,636	4.6	4,353	Q3 2019
10~12	10,322	▲10.3	2,547	16,772	2.5	16,441	8,384	▲4.4	4,357	Q4 2019
2018 年 10月	3,099	0.0	2,484	5,321	6.3	15,481	2,744	5.6	4,324	Oct 2018
11	3,371	▲1.7	2,496	5,199	4.4	15,581	2,685	▲2.4	4,337	Nov 2018
12	5,044	6.5	2,498	5,839	3.9	15,660	3,345	▲0.8	4,346	Dec 2018
2019 年 1月	3,849	0.2	2,486	5,258	4.9	15,688	2,363	▲2.0	4,336	Jan 2019
2	3,074	0.3	2,490	5,010	4.4	15,748	2,139	▲1.4	4,333	Feb 2019
3	4,261	5.9	2,496	5,571	5.7	15,878	2,590	▲1.5	4,338	Mar 2019
4	3,354	0.6	2,502	5,478	3.3	15,958	2,870	▲3.5	4,345	Apr 2019
5	3,466	7.0	2,500	5,617	6.1	16,035	3,040	3.0	4,346	May 2019
6	3,738	6.9	2,510	5,654	5.5	16,059	2,685	▲0.0	4,352	Jun 2019
7	4,037	▲10.6	2,510	5,773	1.8	16,117	2,724	▲7.1	4,353	Jul 2019
8	4,108	17.4	2,515	5,787	6.5	16,167	2,866	4.7	4,351	Aug 2019
9	5,154	52.4	2,514	6,265	21.8	16,194	3,045	17.5	4,353	Sep 2019
10	2,659	▲14.2	2,519	5,323	0.0	16,263	2,550	▲7.1	4,356	Oct 2019
11	3,185	▲5.5	2,540	5,371	3.3	16,367	2,629	▲2.1	4,358	Nov 2019
12	4,478	▲11.2	2,547	6,078	4.1	16,441	3,205	▲4.2	4,357	Dec 2019

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア(化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	店舗数(店) Number of establishments	Year and Month
2017年	6,057,971	387,005	865,848	419,021	206,730	910,175	582,151	926,210	1,620,640	140,191	15,049	C Y 2017
2018	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	2018
2019	6,718,458	431,980	911,087	437,391	223,896	1,002,342	625,430	1,025,326	1,941,447	119,559	16,441	2019
2016年度	5,772,937	367,209	836,223	401,793	198,639	860,281	566,208	890,454	1,516,667	135,463	14,509	F Y 2016
2017	6,150,343	391,941	874,158	425,313	207,948	926,657	586,106	935,870	1,668,920	133,430	15,076	2017
2018	6,440,133	395,121	888,789	427,642	220,656	972,780	608,576	978,655	1,834,055	113,859	15,878	2018
2018年10~12月	1,635,856	102,553	225,982	107,806	54,323	247,105	154,293	253,566	460,422	29,806	15,660	Q4 2018
2019年1~3月	1,583,958	103,048	226,846	113,954	53,254	232,281	144,758	230,695	451,452	27,670	15,878	Q1 2019
4~6	1,674,815	106,467	223,911	104,742	56,030	255,042	156,560	256,152	485,959	29,952	16,059	Q2
7~9	1,782,503	109,692	235,291	108,757	60,849	272,453	171,158	283,371	509,805	31,127	16,194	Q3
10~12	1,677,182	112,773	225,039	109,938	53,763	242,566	152,954	255,108	494,231	30,810	16,441	Q4
2018年10月	532,109	33,188	73,883	34,213	18,188	80,112	50,352	82,261	150,725	9,187	15,481	Oct 2018
11	519,883	33,308	72,087	34,641	17,417	77,163	49,646	79,301	147,033	9,287	15,581	Nov
12	583,864	36,057	80,012	38,952	18,718	89,830	54,295	92,004	162,664	11,332	15,660	Dec
2019年1月	525,833	32,556	76,118	39,899	17,971	76,204	47,859	78,139	147,564	9,523	15,688	Jan 2019
2	501,034	33,814	68,915	36,708	16,901	71,357	45,713	72,514	146,441	8,671	15,748	Feb
3	557,091	36,678	81,813	37,347	18,382	84,720	51,186	80,042	157,447	9,476	15,878	Mar
4	547,770	36,695	74,132	34,890	18,016	83,934	50,650	80,987	158,790	9,676	15,958	Apr
5	561,661	34,413	75,789	34,995	18,802	85,266	52,490	86,856	162,798	10,252	16,035	May
6	565,384	35,359	73,990	34,857	19,212	85,842	53,420	88,309	164,371	10,024	16,059	Jun
7	577,264	36,425	77,005	35,202	19,777	86,833	54,571	90,774	166,556	10,121	16,117	Jul
8	578,713	36,208	76,219	35,221	19,987	86,184	54,371	90,120	170,122	10,281	16,167	Aug
9	626,526	37,059	82,067	38,334	21,085	99,436	62,216	102,477	173,127	10,725	16,194	Sep
10	532,280	36,280	70,547	33,300	17,356	75,092	47,394	80,682	161,853	9,776	16,263	Oct
11	537,095	36,886	73,315	35,463	17,351	76,837	49,607	80,152	157,716	9,768	16,367	Nov
12	607,807	39,607	81,177	41,175	19,056	90,637	55,953	94,274	174,662	11,266	16,441	Dec
2017年	5.4	2.0	3.8	4.2	4.6	6.4	3.1	4.5	8.4	3.8	5.0	C Y 2017
2018	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	2018
2019	5.6	10.9	3.5	3.2	2.8	4.0	3.6	6.0	7.5	7.0	5.0	2019
2016年度	5.3	▲2.8	3.8	1.2	2.2	4.1	3.9	7.2	10.1	5.5	5.2	F Y 2016
2017	6.4	6.8	4.5	5.9	4.7	7.6	3.4	4.7	9.4	4.8	4.7	2017
2018	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.7	8.4	7.1	5.3	2018
2018年10~12月	4.8	4.4	2.2	▲0.4	6.9	4.8	3.5	4.8	8.0	5.0	4.8	Q4 2018
2019年1~3月	5.0	5.9	3.7	3.3	5.8	4.1	3.6	5.1	6.6	8.1	5.3	Q1 2019
4~6	5.0	12.6	2.8	1.5	2.0	3.4	1.8	5.1	7.2	9.7	5.1	Q2
7~9	9.7	15.5	7.9	5.9	4.6	10.4	9.9	13.0	8.8	7.0	4.8	Q3
10~12	2.5	10.0	▲0.4	2.0	▲1.0	▲1.8	▲0.9	0.6	7.3	3.4	5.0	Q4
2018年10月	6.3	5.2	3.4	1.9	7.8	7.4	5.7	6.1	8.9	3.6	4.8	Oct 2018
11	4.4	4.0	1.7	▲0.7	8.2	4.2	2.7	3.8	8.0	3.8	4.8	Nov
12	3.9	4.1	1.6	▲2.0	4.8	3.1	2.2	4.6	7.3	7.1	4.8	Dec
2019年1月	4.9	5.8	4.5	5.3	8.9	3.7	2.6	4.2	5.9	7.6	4.9	Jan 2019
2	4.4	8.5	2.8	1.1	4.1	4.6	2.6	3.9	5.6	8.0	5.0	Feb
3	5.7	3.6	3.8	3.4	4.4	4.0	5.4	7.2	8.1	8.9	5.3	Mar
4	3.3	14.5	0.7	0.1	1.2	0.6	▲0.1	2.2	6.2	8.3	5.3	Apr
5	6.1	11.8	4.5	2.4	2.6	4.8	2.8	7.2	7.9	12.6	5.3	May
6	5.5	11.3	3.1	2.0	2.2	5.0	2.7	5.8	7.4	8.3	5.1	Jun
7	1.8	13.3	1.3	▲2.8	▲4.0	▲2.0	▲1.0	4.1	3.2	5.1	5.1	Jul
8	6.5	14.3	3.8	3.5	2.3	4.7	4.9	8.1	7.7	8.8	5.2	Aug
9	21.8	19.1	19.6	18.3	17.1	31.1	27.5	27.9	15.9	7.2	4.8	Sep
10	0.0	9.3	▲4.5	▲2.7	▲4.6	▲6.3	▲5.9	▲1.9	7.4	6.4	5.1	Oct
11	3.3	10.7	1.7	2.4	▲0.4	▲0.4	▲0.1	1.1	7.3	5.2	5.0	Nov
12	4.1	9.8	1.5	5.7	1.8	0.9	3.1	2.5	7.4	▲0.6	5.0	Dec

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	店舗数																		
	Establishments																		
2017 年	252,551	679	401,373	1,022	2,611,790	6,449	727,790	1,843	912,073	2,261	312,617	777	182,383	481	632,609	1,475	24,785	62	CY 2017
2018	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	2018
2019	278,259	701	456,443	1,199	2,883,174	7,038	831,342	2,064	997,552	2,438	352,451	844	206,275	530	681,962	1,546	31,000	81	2019
2016 年度	242,714	659	382,940	972	2,500,682	6,247	693,407	1,750	853,345	2,182	297,133	750	173,582	457	606,507	1,434	22,627	58	FY 2016
2017	255,331	675	407,649	1,037	2,644,751	6,464	742,578	1,851	930,218	2,253	317,523	781	185,982	492	640,075	1,461	26,236	62	2017
2018	265,867	693	430,648	1,138	2,755,992	6,816	787,599	1,956	969,248	2,350	337,607	816	197,662	510	665,589	1,522	29,921	77	2018
2018 年 10~12月	65,937	692	106,856	1,093	701,617	6,705	201,812	1,939	246,151	2,322	86,855	813	50,487	512	168,668	1,513	7,473	71	Q4 2018
2019 年 1~3月	67,361	693	106,674	1,138	681,379	6,816	193,650	1,956	234,092	2,350	82,680	816	48,438	510	162,152	1,522	7,532	77	Q1 2019
4~6	68,395	696	113,078	1,153	715,689	6,885	206,353	1,989	253,072	2,384	86,281	829	51,847	513	172,201	1,531	7,899	79	Q2
7~9	72,351	699	122,053	1,177	765,942	6,936	220,318	2,010	263,080	2,405	96,785	839	55,550	521	178,457	1,528	7,967	79	Q3
10~12	70,152	701	114,638	1,199	720,164	7,038	211,021	2,064	247,308	2,438	86,705	844	50,440	530	169,152	1,546	7,602	81	Q4
2018 年 10月	21,624	684	35,066	1,083	227,185	6,624	64,870	1,917	79,835	2,296	28,890	803	16,538	506	55,656	1,502	2,445	66	Oct 2018
11	21,699	686	34,943	1,089	224,378	6,658	64,232	1,932	77,657	2,314	26,244	809	15,744	510	52,519	1,512	2,467	71	Nov.
12	22,614	692	36,847	1,093	250,054	6,705	72,710	1,939	88,659	2,322	31,721	813	18,205	512	60,493	1,513	2,561	71	Dec
2019 年 1月	24,056	692	36,970	1,093	226,658	6,722	63,689	1,941	75,524	2,323	26,814	813	16,007	512	53,605	1,520	2,510	72	Jan 2019
2	22,482	693	34,171	1,098	213,993	6,749	61,968	1,951	74,089	2,336	25,360	814	15,312	511	51,205	1,520	2,454	76	Feb
3	20,823	693	35,533	1,138	240,728	6,816	67,993	1,956	84,479	2,350	30,506	816	17,119	510	57,342	1,522	2,568	77	Mar
4	22,440	695	37,080	1,143	234,092	6,848	66,976	1,967	83,358	2,365	27,177	825	16,897	514	57,141	1,525	2,609	76	Apr
5	22,379	697	37,489	1,151	241,257	6,884	68,734	1,975	84,381	2,379	29,487	829	17,457	513	57,833	1,528	2,644	79	May
6	23,576	696	38,509	1,153	240,340	6,885	70,643	1,989	85,333	2,384	29,617	829	17,493	513	57,227	1,531	2,646	79	Jun
7	23,262	694	39,191	1,166	246,939	6,904	71,673	2,003	85,603	2,392	31,660	837	17,564	511	58,710	1,531	2,662	79	Jul
8	24,259	697	41,392	1,170	249,857	6,929	70,801	2,008	83,596	2,398	29,963	839	18,027	516	58,183	1,531	2,635	79	Aug.
9	24,830	699	41,470	1,177	269,146	6,936	77,844	2,010	93,881	2,405	35,162	839	19,959	521	61,564	1,528	2,670	79	Sep
10	24,956	696	38,720	1,186	227,378	6,973	66,990	2,022	76,316	2,410	26,429	839	15,527	525	53,479	1,532	2,485	80	Oct
11	21,606	700	36,211	1,190	231,641	7,009	67,861	2,049	79,961	2,427	27,092	841	16,179	528	54,024	1,542	2,520	81	Nov.
12	23,590	701	39,707	1,199	261,145	7,038	76,170	2,064	91,031	2,438	33,184	844	18,734	530	61,649	1,546	2,597	81	Dec
2017 年	5.2	3.8	6.3	6.3	4.1	4.3	5.7	7.2	7.7	5.2	6.8	5.0	6.0	6.9	5.7	3.5	8.2	12.7	CY 2017
2018	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	2018
2019	6.0	1.3	7.6	9.7	5.8	5.0	7.1	6.4	3.7	5.0	6.1	3.8	5.9	3.5	3.5	2.2	6.1	14.1	2019
2016 年度	5.6	6.1	6.7	7.3	3.2	3.7	8.9	9.6	6.2	4.4	8.6	7.4	5.0	5.3	6.4	4.5	5.2	9.4	FY 2016
2017	5.3	3.1	6.5	6.7	5.3	4.2	7.1	5.8	9.7	4.8	6.9	4.3	7.1	7.7	5.7	4.0	15.9	6.9	2017
2018	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.3	4.5	6.3	3.7	4.5	4.2	14.0	24.2	2018
2018 年 10~12月	3.3	2.5	4.8	6.9	4.5	4.7	5.9	5.2	5.1	4.2	5.6	4.8	6.1	6.4	4.1	4.7	10.2	14.5	Q4 2018
2019 年 1~3月	5.4	2.7	6.2	9.7	4.9	5.4	6.2	5.7	3.3	4.3	6.9	4.5	6.4	3.7	4.2	4.2	10.2	24.2	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	6.7	9.3	5.0	5.1	6.3	6.1	3.2	4.3	5.3	3.4	6.5	3.0	4.1	3.7	7.0	21.5	Q2
7~9	6.9	2.3	9.8	9.9	10.8	5.0	11.2	5.7	7.9	3.6	12.4	4.0	11.0	3.6	5.4	2.0	5.7	19.7	Q3
10~12	6.4	1.3	7.3	9.7	2.6	5.0	4.6	6.4	0.5	5.0	▲0.2	3.8	▲0.1	3.5	0.3	2.2	1.7	14.1	Q4
2018 年 10月	2.7	2.7	5.1	7.4	6.5	4.5	6.2	4.7	7.2	4.2	7.0	4.8	8.6	7.7	5.2	5.0	10.0	8.2	Oct 2018
11	3.5	2.1	5.1	6.9	3.7	4.6	6.4	5.2	4.5	4.5	5.5	4.5	4.7	6.5	3.8	5.1	9.8	14.5	Nov.
12	3.8	2.5	4.3	6.9	3.4	4.7	5.2	5.2	3.9	4.2	4.5	4.8	5.1	6.4	3.4	4.7	10.7	14.5	Dec
2019 年 1月	6.2	2.4	4.7	6.7	5.2	4.8	6.3	5.6	2.0	4.2	7.0	4.1	5.8	6.4	4.1	5.0	11.6	16.1	Jan 2019
2	5.1	2.7	6.0	6.8	3.7	4.8	5.8	5.9	3.4	4.7	4.2	3.4	6.4	5.8	5.0	4.9	10.8	22.6	Feb
3	4.9	2.7	8.1	9.7	5.6	5.4	6.5	5.7	4.4	4.3	9.3	4.5	6.9	3.7	3.7	4.2	8.3	24.2	Mar
4	4.5	3.1	5.0	9.6	3.2	5.4	4.0	5.8	1.6	4.2	1.1	4.2	4.0	4.5	4.7	4.2	8.2	18.8	Apr
5	6.3	3.1	8.8	9.9	6.5	5.4	7.1	6.1	3.9	4.5	7.5	3.5	8.2	3.4	3.7	3.7	6.2	21.5	May
6	5.6	3.0	6.3	9.3	5.2	5.1	7.8	6.1	4.1	4.3	7.2	3.4	7.4	3.0	3.8	3.7	6.7	21.5	Jun
7	4.2	2.2	3.8	9.5	1.8	5.1	4.7	6.5	▲0.6	4.1	1.7	4.2	0.4	2.8	0.4	3.2	2.8	21.5	Jul
8	4.7	2.7	9.0	9.3	8.6	5.4	7.3	6.4	2.8	4.2	5.5	4.1	5.3	2.8	1.9	2.9	6.0	21.7	Aug.
9	11.8	2.3	17.1	9.9	23.2	5.0	22.4	5.7	22.9	3.6	32.2	4.0	29.2	3.6	14.6	2.0	8.5	19.5	Sep
10	15.4	1.8	10.4	9.5	0.1	5.3	3.3	5.5	▲4.4	5.0	▲8.5	4.5	▲6.1	3.8	▲3.9	2.0	1.6	21.2	Oct
11	▲0.4	2.0	3.6	9.3	3.2	5.3	5.6	6.1	3.0	4.9	3.2	4.0	2.8	3.5	2.9	2.0	2.1	14.1	Nov.
12	4.3	1.3	7.8	9.7	4.4	5.0	4.8	6.4	2.7	5.0	4.6	3.8	2.9	3.5	1.9	2.2	1.4	14.1	Dec

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2017年	252,551	679	51,086	150	68,861	179	113,002	268	37,646	115	47,260	126	C Y 2017
2018	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137	2018
2019	278,259	701	58,523	172	76,809	195	128,116	319	43,495	136	56,101	166	2019
2016年度	242,714	659	48,819	142	66,296	172	108,010	259	35,450	109	44,448	117	F Y 2016
2017	255,331	675	51,930	152	69,680	179	114,741	274	38,394	116	48,240	128	2017
2018	265,867	693	55,440	162	73,530	191	120,427	304	40,768	127	51,753	155	2018
2018年10~12月	65,937	692	13,981	162	18,469	190	29,751	287	10,214	124	12,660	137	Q4 2018
2019年1~3月	67,361	693	13,582	162	18,035	191	30,054	304	10,014	127	12,898	155	Q1 2019
4~6	68,395	696	14,504	164	19,510	190	31,629	310	10,798	130	13,707	156	Q2
7~9	72,351	699	15,701	169	20,317	192	34,155	318	11,725	133	15,208	160	Q3
10~12	70,152	701	14,736	172	18,947	195	32,278	319	10,958	136	14,288	166	Q4
2018年10月	21,624	684	4,606	161	6,095	189	9,737	283	3,336	123	4,168	136	Oct 2018
11	21,699	686	4,450	162	5,938	189	9,766	285	3,356	123	4,213	138	Nov
12	22,614	692	4,925	162	6,436	190	10,248	287	3,522	124	4,279	137	Dec
2019年1月	24,056	692	4,753	162	6,183	190	10,403	287	3,502	124	4,451	137	Jan 2019
2	22,482	693	4,366	162	5,712	191	9,577	289	3,200	124	4,148	138	Feb
3	20,823	693	4,463	162	6,140	191	10,074	304	3,312	127	4,299	155	Mar
4	22,440	695	4,760	164	6,285	189	10,416	308	3,495	128	4,572	155	Apr
5	22,379	697	4,870	165	6,521	189	10,431	308	3,610	130	4,507	156	May
6	23,576	696	4,874	164	6,704	190	10,782	310	3,693	130	4,628	156	Jun
7	23,262	694	5,029	167	6,546	191	11,030	316	3,737	131	4,864	157	Jul
8	24,259	697	5,248	167	6,878	191	11,503	317	3,968	132	5,224	159	Aug
9	24,830	699	5,424	169	6,893	192	11,622	318	4,020	133	5,120	160	Sep
10	24,956	696	4,816	170	6,272	193	10,932	320	3,693	135	4,935	163	Oct
11	21,606	700	4,664	171	6,006	194	10,185	318	3,459	135	4,489	165	Nov
12	23,590	701	5,256	172	6,669	195	11,161	319	3,806	136	4,864	166	Dec
2017年	5.2	3.8	6.5	6.4	4.8	3.5	5.8	5.5	8.5	7.5	8.6	9.6	C Y 2017
2018	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7	2018
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.1	2.6	7.8	11.1	8.1	9.7	10.3	21.2	2019
2016年度	5.6	6.1	9.5	10.9	4.4	2.4	4.8	6.6	10.8	10.1	9.3	9.3	F Y 2016
2017	5.3	3.1	6.4	7.0	5.1	4.1	6.2	5.8	8.3	6.4	8.5	9.4	2017
2018	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1	2018
2018年10~12月	3.3	2.5	6.2	8.0	4.9	6.1	3.6	7.1	6.4	7.8	5.8	8.7	Q4 2018
2019年1~3月	5.4	2.7	6.9	6.6	6.9	6.7	5.6	10.9	5.7	9.5	7.6	21.1	Q1 2019
4~6	5.5	3.0	6.6	5.8	8.1	3.3	6.3	11.9	8.6	11.1	7.5	18.2	Q2
7~9	6.9	2.3	10.0	5.6	7.1	3.8	10.7	14.0	10.7	9.0	13.1	19.4	Q3
10~12	6.4	1.3	5.4	6.2	2.6	2.6	8.5	11.1	7.3	9.7	12.9	21.2	Q4
2018年10月	2.7	2.7	6.3	8.8	5.7	6.2	4.0	6.8	5.4	7.9	6.2	11.5	Oct 2018
11	3.5	2.1	7.0	8.7	4.6	5.6	3.8	6.7	7.5	7.0	5.8	9.5	Nov
12	3.8	2.5	5.4	8.0	4.4	6.1	3.0	7.1	6.4	7.8	5.5	8.7	Dec
2019年1月	6.2	2.4	6.5	8.0	4.4	6.1	4.1	6.7	4.4	7.8	5.6	7.9	Jan 2019
2	5.1	2.7	7.7	8.0	6.7	6.7	5.2	6.6	5.7	6.9	6.2	8.7	Feb
3	4.9	2.7	6.6	6.6	9.7	6.7	7.6	10.9	7.0	9.5	11.2	21.1	Mar
4	4.5	3.1	5.0	6.5	4.6	5.0	4.5	12.4	5.9	9.4	8.0	19.2	Apr
5	6.3	3.1	9.0	7.1	10.2	4.4	8.3	12.4	11.2	11.1	9.4	18.2	May
6	5.6	3.0	5.9	5.8	9.3	3.3	6.1	11.9	8.6	11.1	5.3	18.2	Jun
7	4.2	2.2	4.7	5.0	0.8	3.2	4.4	14.1	4.3	9.2	6.6	17.2	Jul
8	4.7	2.7	7.5	4.4	6.0	2.7	10.2	13.6	9.0	10.0	13.6	18.7	Aug
9	11.8	2.3	18.2	5.6	15.2	3.8	17.9	14.0	19.2	9.0	19.5	19.4	Sep
10	15.4	1.8	4.6	5.6	2.9	2.1	12.3	13.1	10.7	9.8	18.4	19.9	Oct
11	▲0.4	2.0	4.8	5.6	1.1	2.6	4.3	11.6	3.1	9.8	6.6	19.6	Nov
12	4.3	1.3	6.7	6.2	3.6	2.6	8.9	11.1	8.1	9.7	13.7	21.2	Dec

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo	
	店舗数 Establishments													
2017 年	83,518	184	158,509	348	116,508	232	109,855	279	368,008	994	298,809	762	646,690	1,684
2018	87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715
2019	93,399	211	173,966	392	129,458	281	122,051	303	402,938	1,073	330,552	824	722,015	1,838
2016 年度	79,917	173	154,820	332	110,905	218	108,169	269	355,138	971	286,510	728	616,688	1,646
2017	84,664	188	159,941	354	118,113	235	111,309	284	371,362	997	302,728	766	656,847	1,672
2018	88,730	199	167,749	380	124,276	266	117,077	293	387,229	1,046	315,272	796	683,010	1,783
2018 年 10~12月	21,781	193	41,765	379	30,764	263	29,601	289	99,016	1,032	80,836	795	173,666	1,715
2019 年 1~3月	22,091	199	41,632	380	30,876	266	29,188	293	95,340	1,046	77,753	796	169,547	1,783
4~6	22,930	203	42,692	379	31,693	272	30,138	296	99,990	1,060	82,031	805	180,215	1,793
7~9	24,947	205	46,242	381	34,370	275	31,956	297	107,444	1,063	87,523	814	191,378	1,810
10~12	23,431	211	43,400	392	32,519	281	30,769	303	100,164	1,073	83,245	824	180,875	1,838
2018 年 10月	7,124	191	13,606	370	9,963	259	9,489	288	32,046	1,025	25,583	779	56,795	1,693
11	7,220	192	13,514	372	10,065	260	9,594	288	31,357	1,027	26,660	783	55,103	1,708
12	7,437	193	14,645	379	10,736	263	10,518	289	35,613	1,032	28,593	795	61,768	1,715
2019 年 1月	7,678	193	14,258	378	10,548	263	9,846	290	31,631	1,034	25,874	795	55,218	1,726
2	7,168	194	13,328	378	10,007	265	9,483	292	29,526	1,042	24,453	796	52,704	1,731
3	7,245	199	14,046	380	10,321	266	9,859	293	34,183	1,046	27,426	796	61,625	1,783
4	7,552	199	14,066	380	10,562	268	9,876	294	32,230	1,049	26,280	803	59,584	1,791
5	7,550	203	14,153	383	10,421	272	9,984	294	33,972	1,055	27,913	808	60,563	1,799
6	7,828	203	14,473	379	10,710	272	10,278	296	33,788	1,060	27,838	805	60,068	1,793
7	7,985	204	14,939	386	11,016	274	10,382	294	34,801	1,059	28,130	809	61,696	1,795
8	8,571	204	15,603	388	11,735	275	10,538	294	34,127	1,059	28,539	811	62,810	1,809
9	8,391	205	15,700	381	11,619	275	11,036	297	38,516	1,063	30,854	814	66,872	1,810
10	8,072	205	14,707	384	11,048	276	10,372	298	31,156	1,065	26,086	821	56,001	1,823
11	7,408	207	13,630	390	10,279	278	9,670	302	32,042	1,067	27,376	825	58,590	1,833
12	7,951	211	15,063	392	11,192	281	10,727	303	36,966	1,073	29,783	824	66,284	1,838
2017 年	5.9	7.6	3.0	4.8	6.2	8.4	1.5	1.5	4.4	3.4	4.6	6.1	2.9	3.4
2018	4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8
2019	6.7	9.3	5.1	3.4	5.5	6.8	5.6	4.8	5.3	4.0	6.0	3.6	6.7	7.2
2016 年度	6.4	7.5	3.5	1.8	4.8	7.9	3.6	0.4	3.2	3.4	4.4	2.8	1.6	4.5
2017	5.9	8.7	3.3	6.6	6.5	7.8	2.9	5.6	4.6	2.7	5.4	5.5	5.4	3.5
2018	4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6
2018 年 10~12月	4.1	4.9	4.4	8.9	5.0	13.4	5.7	3.6	4.0	3.8	3.5	4.6	6.2	3.8
2019 年 1~3月	5.6	5.9	5.6	7.3	5.5	13.2	5.4	3.2	5.0	4.9	4.7	3.9	3.9	6.6
4~6	4.9	6.8	3.7	5.6	3.5	8.8	4.6	3.9	4.1	4.0	5.5	3.6	5.5	6.9
7~9	8.5	7.3	7.1	4.1	7.3	7.0	8.4	3.8	11.0	3.9	10.9	4.5	13.3	7.5
10~12	7.6	9.3	3.9	3.4	5.7	6.8	3.9	4.8	1.2	4.0	3.0	3.6	4.2	7.2
2018 年 10月	4.5	5.5	5.7	10.1	6.7	14.1	6.8	3.6	5.5	3.9	5.3	4.4	9.2	2.9
11	4.5	4.9	4.2	8.8	4.7	12.6	5.1	3.2	2.7	3.6	2.9	4.7	5.0	3.5
12	3.4	4.9	3.5	8.9	3.8	13.4	5.4	3.6	3.9	3.8	2.5	4.6	4.8	3.8
2019 年 1月	4.3	4.9	4.5	8.0	5.3	15.4	5.0	2.8	5.7	3.7	4.9	4.1	4.3	4.1
2	5.5	4.9	5.3	8.0	5.3	12.3	6.3	3.9	1.8	4.3	3.4	3.6	3.2	4.3
3	7.2	5.9	6.9	7.3	5.8	13.2	4.8	3.2	7.2	4.9	5.7	3.9	4.2	6.6
4	4.0	5.9	4.1	6.7	4.1	12.1	3.3	3.2	1.6	4.3	2.7	4.4	3.2	7.2
5	6.7	7.4	4.7	7.3	3.9	11.0	5.2	2.4	5.6	4.0	7.7	4.5	7.0	7.6
6	4.0	6.8	2.3	5.6	2.5	8.8	5.1	3.9	5.2	4.0	6.1	3.6	6.3	6.9
7	3.0	7.4	0.4	6.9	1.5	9.6	2.8	3.2	1.5	3.7	1.7	3.7	2.5	7.0
8	8.2	6.8	6.2	6.9	6.6	9.1	5.6	2.8	6.8	3.7	8.8	4.6	13.2	7.7
9	14.6	7.3	15.3	4.1	14.4	7.0	17.6	3.8	25.9	3.9	23.0	4.5	25.6	7.5
10	13.3	7.3	8.1	3.8	10.9	6.6	9.3	3.5	▲2.8	3.9	2.0	5.4	▲1.4	7.7
11	2.6	7.8	0.9	4.8	2.1	6.9	0.8	4.9	2.2	3.9	2.7	5.4	6.3	7.3
12	6.9	9.3	2.9	3.4	4.2	6.8	2.0	4.8	3.8	4.0	4.2	3.6	7.3	7.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

神奈川 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
447,255	1,031	103,308	294	69,350	156	77,075	163	58,990	116	47,822	137	74,654	222	C Y	2017
458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231		2018
487,479	1,118	112,564	328	77,677	169	87,960	188	69,725	142	51,689	143	84,972	237		2019
424,953	1,008	98,745	285	66,237	156	74,291	158	53,787	111	45,713	130	69,470	211	F Y	2016
451,940	1,028	104,133	304	70,640	157	78,364	163	60,583	121	48,590	136	76,457	223		2017
462,745	1,074	109,398	315	74,535	157	82,772	170	68,468	134	51,028	140	80,945	233		2018
118,740	1,063	27,702	312	18,947	159	21,099	169	17,636	133	13,025	140	20,434	231	Q 4	2018
113,969	1,074	26,822	315	18,190	157	20,464	170	17,035	134	12,350	140	20,351	233	Q 1	2019
121,294	1,088	27,896	320	19,287	162	21,544	171	17,469	136	12,900	142	20,786	234	Q 2	
129,812	1,105	30,395	321	20,370	163	22,867	171	17,564	137	13,822	142	22,690	235	Q 3	
122,404	1,118	27,451	328	19,830	169	23,085	188	17,657	142	12,617	143	21,145	237	Q 4	
38,664	1,052	8,810	308	6,022	159	6,687	166	5,620	131	4,294	139	6,515	230	Oct	2018
37,906	1,058	8,842	309	6,136	159	6,857	168	5,730	132	4,149	139	6,552	231	Nov	
42,170	1,063	10,050	312	6,789	159	7,555	169	6,286	133	4,582	140	7,367	231	Dec	
37,853	1,065	9,225	313	6,215	159	6,875	169	5,621	133	4,243	140	6,852	231	Jan	2019
35,676	1,070	8,478	315	5,907	158	6,722	170	5,608	132	4,023	140	6,377	231	Feb	
40,440	1,074	9,119	315	6,068	157	6,867	170	5,806	134	4,084	140	7,122	233	Mar	
39,043	1,079	9,156	318	6,371	160	6,971	170	5,728	134	4,293	141	6,888	234	Apr	
41,582	1,086	9,327	318	6,418	161	7,135	170	6,010	135	4,309	142	6,985	235	May	
40,669	1,088	9,413	320	6,498	162	7,438	171	5,731	136	4,298	142	6,913	234	Jun	
41,943	1,095	9,674	319	6,518	163	7,310	171	5,559	136	4,485	142	7,259	235	Jul	
41,672	1,103	9,936	319	6,683	164	7,540	171	5,802	136	4,573	142	7,531	235	Aug	
46,197	1,105	10,785	321	7,169	163	8,017	171	6,203	137	4,764	142	7,900	235	Sep	
38,108	1,110	8,936	322	6,550	165	7,379	173	5,725	138	4,074	143	6,652	236	Oct	
39,580	1,112	8,795	327	6,367	168	7,539	183	5,719	140	4,039	143	6,767	235	Nov	
44,716	1,118	9,720	328	6,913	169	8,167	188	6,213	142	4,504	143	7,726	237	Dec	
3.8	4.0	5.8	5.4	5.3	0.6	3.6	5.8	8.6	5.5	5.1	7.0	8.7	6.7	C Y	2017
3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1		2018
6.4	5.2	4.5	5.1	5.4	6.3	8.0	11.2	5.0	6.8	2.2	2.1	6.5	2.6		2019
2.3	4.6	5.9	5.9	6.4	2.6	8.2	4.6	13.8	8.8	4.7	▲1.5	6.8	7.7	F Y	2016
5.1	3.0	5.5	6.7	6.6	0.6	5.5	3.2	12.6	9.0	6.4	5.4	10.1	5.7		2017
3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5		2018
2.3	4.1	3.7	6.1	4.6	1.9	7.2	3.7	15.5	14.7	5.4	2.9	4.1	4.1	Q 4	2018
4.1	4.5	6.9	3.6	4.8	0.0	7.0	4.3	14.0	10.7	3.8	2.9	6.1	4.5	Q 1	2019
5.9	4.5	4.0	4.6	5.0	3.8	6.4	4.9	6.1	7.9	1.9	2.9	6.1	3.1	Q 2	
12.3	5.3	8.4	3.9	7.0	3.2	9.0	3.0	1.4	5.4	6.3	2.9	10.3	1.3	Q 3	
3.1	5.2	▲0.9	5.1	4.7	6.3	9.4	11.2	0.1	6.8	▲3.1	2.1	3.5	2.6	Q 4	
4.9	3.4	3.3	6.9	3.6	▲0.6	4.8	1.8	15.3	13.9	8.2	3.7	4.2	4.5	Oct	2018
1.7	4.1	4.1	6.6	4.7	0.6	8.5	2.4	16.9	14.8	5.3	2.2	4.2	5.0	Nov	
0.5	4.1	3.7	6.1	5.4	1.9	8.3	3.7	14.4	14.7	3.0	2.9	4.0	4.1	Dec	
4.7	4.3	9.7	6.5	6.9	1.9	7.8	3.0	13.7	11.8	6.9	2.9	6.3	3.6	Jan	2019
3.0	4.6	3.7	5.7	2.6	3.9	6.1	3.7	14.6	7.3	5.3	2.9	4.9	3.1	Feb	
4.6	4.5	7.3	3.6	5.0	0.0	7.2	4.3	13.6	10.7	▲0.6	2.9	6.9	4.5	Mar	
3.0	4.4	3.6	3.9	4.8	1.9	3.5	3.7	6.6	8.1	2.1	2.9	5.9	4.0	Apr	
8.4	4.2	5.4	3.9	6.5	3.2	8.1	4.9	10.4	8.0	2.1	3.6	7.5	3.5	May	
6.4	4.5	3.1	4.6	3.9	3.8	7.7	4.9	1.4	7.9	1.6	2.9	4.8	3.1	Jun	
2.8	4.9	0.6	4.2	3.7	3.2	5.4	4.3	▲4.7	7.1	▲1.3	2.9	3.0	3.1	Jul	
8.6	5.6	4.5	3.9	1.6	4.5	4.4	4.3	▲1.5	5.4	3.6	2.9	7.3	3.1	Aug	
27.0	5.3	20.8	3.9	16.2	3.2	17.7	3.0	10.7	5.4	17.9	2.9	21.6	1.3	Sep	
▲1.4	5.5	1.4	4.5	8.8	3.8	10.3	4.2	1.9	5.3	▲5.1	2.9	2.1	2.6	Oct	
4.4	5.1	▲0.5	5.8	3.8	5.7	9.9	8.9	▲0.2	6.1	▲2.7	2.9	3.3	1.7	Nov	
6.0	5.2	▲3.3	5.1	1.8	6.3	8.1	11.2	▲1.2	6.8	▲1.7	2.1	4.9	2.6	Dec	

Sales value (million yen) · Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka	
	店舗数 Establishments													
2017 年	138,903	388	240,372	466	369,034	911	73,428	225	63,668	182	98,675	281	402,896	906
2018	152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896
2019	164,921	427	265,490	501	416,920	1,034	83,864	246	75,278	202	116,119	316	419,522	954
2016 年度	129,042	361	229,571	449	356,410	864	67,427	211	60,298	175	91,360	269	376,653	883
2017	142,855	385	243,331	465	375,484	917	75,235	229	65,203	180	100,843	279	410,859	895
2018	155,687	412	257,263	490	394,584	978	80,021	239	70,622	195	109,701	300	414,748	903
2018 年 10～12月	40,033	408	66,068	486	101,253	968	20,480	235	18,316	195	28,336	293	103,315	896
2019 年 1～3月	38,214	412	63,551	490	96,968	978	19,814	239	17,647	195	26,824	300	98,307	903
4～6	40,815	422	66,054	496	103,753	994	20,954	240	18,801	201	29,319	303	108,084	920
7～9	43,718	420	70,310	493	111,034	1,012	22,329	244	19,994	201	30,889	308	109,666	937
10～12	42,174	427	65,575	501	105,165	1,034	20,767	246	18,836	202	29,087	316	103,465	954
2018 年 10月	12,942	405	21,420	481	32,626	954	6,593	233	5,874	193	9,192	289	33,771	885
11	12,759	406	20,636	483	32,061	964	6,419	235	5,772	196	8,973	292	32,710	893
12	14,332	408	24,012	486	36,566	968	7,468	235	6,670	195	10,171	293	36,834	896
2019 年 1月	12,355	408	21,110	487	31,761	970	6,483	235	5,843	196	8,683	293	31,003	895
2	12,304	411	19,938	489	30,750	973	6,285	239	5,574	196	8,453	293	31,155	903
3	13,555	412	22,503	490	34,457	978	7,046	239	6,230	195	9,688	300	36,149	903
4	13,093	415	22,114	491	33,693	985	6,848	237	6,120	198	9,664	301	35,987	913
5	13,770	418	22,048	492	34,467	989	6,944	237	6,253	200	9,780	303	35,899	920
6	13,952	422	21,892	496	35,593	994	7,162	240	6,428	201	9,875	303	36,198	920
7	14,001	422	22,614	496	36,526	1,005	7,318	242	6,477	201	10,032	304	36,119	928
8	14,304	422	22,793	494	35,133	1,008	7,141	243	6,355	201	9,841	307	34,651	928
9	15,413	420	24,903	493	39,375	1,012	7,870	244	7,162	201	11,016	308	38,896	937
10	13,400	424	20,238	495	33,140	1,015	6,521	245	5,849	201	8,851	310	32,134	940
11	13,572	427	20,873	497	33,706	1,025	6,677	246	6,053	203	9,508	314	33,432	946
12	15,202	427	24,464	501	38,319	1,034	7,569	246	6,934	202	10,728	316	37,899	954
2017 年	8.8	7.8	5.5	4.0	4.3	7.4	10.3	10.8	6.5	2.8	9.8	6.4	7.7	5.5
2018	9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0
2019	8.1	4.7	4.9	3.1	7.0	6.8	6.2	4.7	8.9	3.6	7.9	7.8	0.7	6.5
2016 年度	16.9	16.8	3.8	0.9	7.0	9.9	8.4	6.6	6.6	6.7	7.5	6.3	6.1	4.1
2017	10.7	6.6	6.0	3.8	5.4	6.1	11.6	8.5	8.1	2.9	10.7	5.7	10.2	3.5
2018	9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9
2018 年 10～12月	8.8	5.2	5.5	4.5	4.8	6.3	5.6	4.4	8.7	7.1	8.8	6.2	1.6	1.0
2019 年 1～3月	8.8	7.0	6.8	5.4	5.5	6.7	5.8	4.4	9.3	8.3	8.6	7.5	▲1.7	0.9
4～6	7.4	7.1	4.8	5.1	6.2	6.8	6.2	4.3	9.7	6.3	7.1	7.1	▲0.5	2.1
7～9	10.9	4.2	8.8	2.7	12.6	7.4	11.7	5.2	14.1	5.2	13.7	7.7	5.0	1.8
10～12	5.3	4.7	▲0.7	3.1	3.9	6.8	1.4	4.7	2.8	3.6	2.7	7.8	0.1	6.5
2018 年 10月	10.0	5.5	7.4	4.1	5.3	5.8	7.1	5.0	8.8	6.6	10.7	5.5	4.2	0.8
11	9.4	5.5	4.9	3.9	5.6	6.4	4.0	4.9	9.4	8.9	7.9	6.2	0.9	0.8
12	7.2	5.2	4.4	4.5	3.7	6.3	5.6	4.4	8.1	7.1	7.9	6.2	▲0.1	1.0
2019 年 1月	8.2	6.3	6.3	5.0	5.6	6.7	4.4	4.4	10.3	8.3	9.2	6.9	▲4.3	0.8
2	8.9	6.5	5.6	4.9	5.2	6.1	6.0	6.7	7.3	7.7	8.0	6.9	▲0.6	1.8
3	9.1	7.0	8.5	5.4	5.6	6.7	6.9	4.4	10.2	8.3	8.7	7.5	▲0.4	0.9
4	4.7	7.2	4.8	4.5	3.6	6.8	4.9	3.5	8.8	7.6	5.8	6.4	▲2.3	2.2
5	9.0	7.5	5.0	4.5	6.4	6.9	6.5	3.5	9.8	7.0	7.9	7.1	▲0.2	2.4
6	8.4	7.1	4.6	5.1	8.5	6.8	7.2	4.3	10.4	6.3	7.7	7.1	0.9	2.1
7	3.3	7.1	▲0.4	4.0	5.4	7.7	4.3	4.8	5.3	6.3	3.6	6.7	▲2.5	2.4
8	9.3	6.0	6.4	3.1	8.4	7.7	6.8	4.7	9.3	6.3	8.5	8.1	▲0.9	2.1
9	20.6	4.2	21.6	2.7	24.8	7.4	25.0	5.2	28.8	5.2	30.7	7.7	19.9	1.8
10	3.5	4.7	▲5.5	2.9	1.6	6.4	▲1.1	5.2	▲0.4	4.1	▲3.7	7.3	▲4.8	6.2
11	6.4	5.2	1.1	2.9	5.1	6.3	4.0	4.7	4.9	3.6	6.0	7.5	2.2	5.9
12	6.1	4.7	1.9	3.1	4.8	6.8	1.4	4.7	4.0	3.6	5.5	7.8	2.9	6.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima		Year and Month
店舗数 Establishments														
222,555	586	41,278	111	24,011	79	22,572	63	29,810	67	75,735	176	112,805	287	C Y 2017
229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304	2018
238,121	613	50,537	127	28,250	84	25,463	69	35,090	80	86,647	195	128,447	309	2019
215,631	565	36,150	104	19,466	75	21,301	62	28,620	65	71,623	166	105,787	276	F Y 2016
225,503	580	42,653	119	24,574	79	22,847	63	30,218	70	77,184	176	115,095	291	2017
231,215	606	47,869	128	26,625	84	24,352	66	32,897	73	83,286	189	122,904	303	2018
59,308	595	12,427	127	6,813	83	6,180	66	8,391	72	21,490	188	31,865	304	Q4 2018
55,919	606	11,779	128	6,581	84	5,881	66	8,120	73	20,409	189	30,297	303	Q1 2019
59,650	613	12,747	127	7,002	84	6,320	69	8,464	74	21,283	193	31,118	304	Q2
63,826	610	13,547	127	7,594	85	7,003	69	9,786	79	23,698	195	35,437	308	Q3
58,726	613	12,464	127	7,073	84	6,259	69	8,720	80	21,257	195	31,595	309	Q4
19,182	588	4,007	128	2,189	82	2,120	67	2,880	71	7,108	184	10,631	299	Oct 2018
18,475	591	3,886	128	2,111	82	1,816	66	2,456	72	6,606	186	9,566	302	Nov
21,651	595	4,534	127	2,513	83	2,244	66	3,055	72	7,776	188	11,668	304	Dec
18,370	596	3,840	127	2,164	83	1,921	66	2,584	72	6,827	189	9,667	302	Jan 2019
17,550	601	3,668	127	2,081	84	1,820	66	2,514	72	6,010	189	9,302	303	Feb
19,999	606	4,271	128	2,336	84	2,140	66	3,022	73	7,572	189	11,328	303	Mar
19,428	608	4,183	127	2,248	84	2,043	68	2,685	73	6,415	192	9,896	306	Apr
19,875	609	4,238	128	2,326	84	2,124	68	2,912	74	7,381	192	10,584	306	May
20,347	613	4,326	127	2,428	84	2,153	69	2,867	74	7,487	193	10,638	304	Jun
20,653	613	4,385	126	2,378	84	2,312	69	3,320	79	7,613	194	11,665	307	Jul
20,206	613	4,275	127	2,466	86	2,171	69	2,982	79	7,462	195	10,707	308	Aug
22,967	610	4,887	127	2,750	85	2,520	69	3,484	79	8,623	195	13,065	308	Sep
17,791	610	3,813	127	2,153	84	1,920	69	2,708	79	6,422	195	9,636	308	Oct
18,944	613	4,033	127	2,272	84	1,967	69	2,656	79	6,826	195	9,760	309	Nov
21,991	613	4,618	127	2,648	84	2,372	69	3,356	80	8,009	195	12,199	309	Dec
3.4	3.5	17.3	9.9	30.4	8.2	8.3	5.0	5.7	6.3	7.4	7.3	8.4	4.7	C Y 2017
4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9	2018
3.7	3.0	8.5	0.0	8.5	1.2	6.5	4.5	9.2	11.1	6.0	3.7	6.3	1.6	2019
2.7	2.0	9.6	4.0	16.2	7.1	13.5	10.7	8.0	8.3	7.8	7.1	8.6	7.8	F Y 2016
5.0	3.8	18.9	16.7	26.5	6.8	7.3	1.6	5.6	7.7	7.8	6.0	8.8	5.4	2017
3.7	4.5	14.8	7.6	9.1	6.3	6.6	4.8	8.9	4.3	7.9	7.4	6.8	4.1	2018
3.2	2.6	16.9	16.5	10.8	6.4	5.9	4.8	10.2	7.5	6.9	6.8	5.6	5.9	Q4 2018
2.9	4.5	12.4	7.6	10.0	6.3	7.9	4.8	10.3	4.3	8.1	7.4	7.1	4.1	Q1 2019
4.0	5.0	8.8	4.1	7.7	3.7	5.6	3.0	7.2	5.7	4.5	6.0	5.9	3.1	Q2
8.9	3.4	13.4	2.4	12.9	4.9	11.1	3.0	15.3	12.9	12.8	6.6	13.0	3.4	Q3
▲1.0	3.0	0.3	0.0	3.8	1.2	1.3	4.5	3.9	11.1	▲1.1	3.7	▲0.8	1.6	Q4
5.1	2.6	20.9	19.6	14.4	9.3	8.2	6.3	11.7	9.2	7.9	6.4	7.0	5.7	Oct 2018
2.0	3.0	15.2	17.4	8.9	7.9	4.4	4.8	10.9	9.1	6.3	5.7	6.1	5.6	Nov
2.5	2.6	14.9	16.5	9.3	6.4	5.1	4.8	8.3	7.5	6.5	6.8	4.1	5.9	Dec
1.5	2.8	14.6	16.5	8.6	6.4	10.0	4.8	10.9	5.9	8.1	7.4	7.0	4.5	Jan 2019
2.1	4.2	11.5	14.4	8.2	7.7	6.1	4.8	9.3	2.9	1.5	7.4	4.8	3.8	Feb
5.1	4.5	11.4	7.6	12.9	6.3	7.6	4.8	10.7	4.3	13.9	7.4	9.2	4.1	Mar
1.7	3.6	8.2	6.7	6.3	6.3	6.8	6.3	6.9	4.3	▲6.3	7.3	2.8	4.8	Apr
4.6	4.5	9.0	5.8	8.3	5.0	4.7	4.6	7.7	4.2	9.0	4.9	8.1	4.1	May
5.7	5.0	9.2	4.1	8.3	3.7	5.3	3.0	6.9	5.7	10.8	6.0	6.9	3.1	Jun
▲0.7	4.6	3.6	2.4	1.7	3.7	3.1	3.0	8.6	12.9	▲0.4	7.2	2.0	3.7	Jul
4.6	4.6	8.0	3.3	8.7	6.2	4.1	3.0	6.5	12.9	6.9	6.6	5.2	3.7	Aug
24.1	3.4	30.1	2.4	29.6	4.9	27.5	3.0	32.4	12.9	35.1	6.6	33.8	3.4	Sep
▲7.3	3.7	▲4.8	▲0.8	▲1.6	2.4	▲9.4	3.0	▲6.0	11.3	▲9.7	6.0	▲9.4	3.0	Oct
2.5	3.7	3.8	▲0.8	7.6	2.4	8.3	4.5	8.1	9.7	3.3	4.8	2.0	2.3	Nov
1.6	3.0	1.9	0.0	5.4	1.2	5.7	4.5	9.9	11.1	3.0	3.7	4.6	1.6	Dec

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga	
	店舗数 Establishments													
2017年	71,695	184	32,468	73	41,883	113	79,372	214	28,660	81	257,320	670	41,098	87
2018	73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92
2019	76,804	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	285,095	708	44,279	92
2016年度	69,802	181	31,646	70	39,814	104	75,161	205	26,961	78	242,799	649	39,348	84
2017	72,179	181	32,820	75	43,021	119	81,016	216	29,125	82	260,159	649	41,800	87
2018	74,168	185	34,375	79	46,334	121	86,327	225	30,626	85	275,528	699	43,830	92
2018年10~12月	18,929	183	8,772	77	11,829	125	22,070	225	7,816	85	69,897	683	11,027	92
2019年1~3月	17,973	185	8,459	79	11,326	121	21,114	225	7,539	85	68,170	699	10,608	92
4~6	19,096	189	9,076	79	12,228	122	22,611	225	7,932	87	72,372	708	11,168	92
7~9	20,861	188	9,743	79	13,176	127	24,120	228	8,511	87	73,874	705	11,657	92
10~12	18,874	191	8,769	81	11,882	128	21,794	232	7,995	89	70,679	708	10,846	92
2018年10月	6,151	182	2,847	75	3,874	124	7,243	222	2,574	85	23,116	677	3,621	91
11	5,800	183	2,717	76	3,670	125	6,904	224	2,453	85	21,822	683	3,426	91
12	6,978	183	3,208	77	4,285	125	7,923	225	2,789	85	24,959	683	3,980	92
2019年1月	5,815	184	2,807	78	3,731	124	6,911	225	2,558	85	22,130	688	3,586	93
2	5,714	184	2,657	78	3,541	123	6,703	225	2,411	85	21,443	696	3,358	93
3	6,444	185	2,995	79	4,054	121	7,500	225	2,570	85	24,597	699	3,664	92
4	6,138	186	2,969	80	3,869	122	7,451	226	2,608	86	24,356	700	3,649	92
5	6,486	189	3,051	80	4,110	122	7,626	225	2,670	86	24,110	704	3,786	92
6	6,472	189	3,056	79	4,249	122	7,534	225	2,654	87	23,906	708	3,733	92
7	6,750	188	3,106	80	4,188	119	7,562	225	2,708	87	24,527	709	3,796	91
8	6,641	188	3,149	80	4,167	123	7,907	226	2,804	87	23,774	707	3,822	92
9	7,470	188	3,488	79	4,821	127	8,651	228	2,999	87	25,573	705	4,039	92
10	5,743	188	2,681	80	3,630	129	6,674	227	2,542	89	22,517	705	3,433	92
11	5,883	189	2,815	80	3,826	127	6,986	232	2,552	89	22,687	705	3,455	92
12	7,248	191	3,273	81	4,426	128	8,134	232	2,901	89	25,475	708	3,958	92
2017年	3.9	2.8	3.9	2.8	5.8	11.9	6.0	4.9	8.8	9.5	7.8	3.6	5.6	3.6
2018	2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7
2019	4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.3	3.7	2.0	0.0
2016年度	8.1	5.8	5.4	4.5	4.3	1.0	3.4	3.5	10.5	18.2	6.0	5.4	5.7	2.4
2017	3.5	0.6	3.7	7.1	8.1	14.4	7.8	5.4	8.0	5.1	7.6	4.7	6.2	3.6
2018	2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	4.2	5.2	3.7	7.2	7.7	4.9	5.7
2018年10~12月	2.5	0.0	4.9	5.5	7.6	10.6	6.1	5.1	5.1	4.9	6.4	6.7	4.6	5.7
2019年1~3月	3.7	2.2	6.3	5.3	6.1	1.7	6.7	4.2	5.7	3.7	7.5	7.7	3.9	5.7
4~6	4.3	0.5	7.1	5.3	6.6	1.7	6.7	1.8	5.4	6.1	6.7	7.4	2.2	4.5
7~9	10.0	▲0.5	12.4	5.3	12.6	4.1	9.9	2.7	9.9	3.6	6.1	4.8	3.4	1.1
10~12	▲0.3	4.4	▲0.0	5.2	0.4	2.4	▲1.3	3.1	2.3	4.7	1.1	3.7	▲1.6	0.0
2018年10月	3.9	0.0	5.6	4.2	11.3	13.8	8.8	5.2	7.4	9.0	7.5	7.3	5.4	4.6
11	2.2	0.0	2.7	4.1	5.8	11.6	5.1	4.7	3.9	6.3	5.5	7.4	4.5	4.6
12	1.5	0.0	6.1	5.5	6.0	10.6	4.6	5.1	4.1	4.9	6.1	6.7	4.1	5.7
2019年1月	3.2	▲0.5	5.7	6.8	5.5	9.7	6.1	4.7	5.4	6.3	7.5	7.5	4.3	6.9
2	3.5	▲1.1	5.8	6.8	5.9	7.9	7.2	4.2	5.9	6.3	9.4	8.4	4.4	5.7
3	4.3	2.2	7.5	5.3	6.8	1.7	7.0	4.2	5.8	3.7	5.8	7.7	3.2	5.7
4	2.6	▲0.5	6.0	8.1	0.0	2.5	5.7	3.7	3.4	6.2	8.9	7.9	1.5	4.5
5	5.7	0.5	7.5	6.7	8.8	1.7	8.2	2.7	8.0	4.9	4.9	7.6	3.2	4.5
6	4.6	0.5	7.8	5.3	11.0	1.7	6.1	1.8	4.8	6.1	6.4	7.4	2.0	4.5
7	▲0.0	▲0.5	1.8	8.1	2.1	▲0.8	▲1.6	1.8	2.2	6.1	2.8	6.9	▲2.9	1.1
8	4.3	▲0.5	7.1	6.7	5.9	0.8	4.3	1.8	5.1	4.8	2.2	6.2	▲0.3	1.1
9	27.9	▲0.5	30.2	5.3	31.4	4.1	29.5	2.7	23.6	3.6	13.6	4.8	14.5	1.1
10	▲6.6	3.3	▲5.8	6.7	▲6.3	4.0	▲7.9	2.3	▲1.2	4.7	▲2.6	4.1	▲5.2	1.1
11	1.4	3.3	3.6	5.3	4.3	1.6	1.2	3.6	4.0	4.7	4.0	3.2	0.8	1.1
12	3.9	4.4	2.0	5.2	3.3	2.4	2.7	3.1	4.0	4.7	2.1	3.7	▲0.6	0.0

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month			
店舗数 Establishments															
55,314	117	83,504	172	58,815	119	59,411	121	77,147	189	24,785	62	C Y	2017	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71		2018		
58,597	123	88,042	180	63,491	124	61,611	121	80,847	198	31,000	81		2019		
53,980	116	81,435	165	56,715	115	58,391	122	73,839	183	22,627	58	F Y	2016		
55,848	117	84,310	174	59,407	120	59,944	121	78,607	193	26,236	62		2017		
57,595	120	85,785	176	61,697	121	60,679	120	80,475	194	29,921	77		2018		
14,598	119	21,633	178	15,760	124	15,483	122	20,270	195	7,473	71	Q4	2018		
13,863	120	20,649	176	15,047	121	14,606	120	19,209	194	7,532	77	Q1	2019		
14,755	120	22,301	177	15,949	121	15,478	120	20,178	193	7,899	79	Q2			
15,511	119	23,275	177	16,619	121	16,325	120	21,196	194	7,967	79	Q3			
14,468	123	21,817	180	15,876	124	15,202	121	20,264	198	7,602	81	Q4			
4,784	119	7,146	178	5,124	121	5,112	121	6,753	195	2,445	66	Oct	2018		
4,540	119	6,705	178	4,912	124	4,758	122	6,356	195	2,467	71	Nov			
5,274	119	7,782	178	5,724	124	5,613	122	7,161	195	2,561	71	Dec			
4,620	119	6,874	180	5,020	123	4,914	122	6,461	195	2,510	72	Jan	2019		
4,386	120	6,544	176	4,782	121	4,609	121	6,083	193	2,454	76	Feb			
4,857	120	7,231	176	5,245	121	5,083	120	6,665	194	2,568	77	Mar			
4,812	120	7,317	177	5,264	121	5,107	122	6,636	193	2,609	76	Apr			
4,968	120	7,555	177	5,358	121	5,225	121	6,831	193	2,644	79	May			
4,975	120	7,429	177	5,327	121	5,146	120	6,711	193	2,646	79	Jun			
5,061	120	7,614	177	5,433	121	5,336	120	6,943	193	2,662	79	Jul			
5,086	120	7,629	177	5,488	121	5,407	120	6,977	194	2,635	79	Aug			
5,364	119	8,032	177	5,698	121	5,582	120	7,276	194	2,670	79	Sep			
4,454	119	6,858	179	5,006	121	4,790	120	6,421	196	2,485	80	Oct			
4,615	123	6,930	180	5,027	123	4,800	121	6,510	198	2,520	81	Nov			
5,399	123	8,029	180	5,843	124	5,612	121	7,333	198	2,597	81	Dec			
3.8	0.9	3.6	6.2	5.0	7.2	2.3	0.0	5.6	2.7	8.2	12.7	C Y	2017		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5		2018		
2.4	3.4	3.1	1.1	4.0	0.0	1.7	▲0.8	0.4	1.5	6.1	14.1		2019		
8.1	4.5	7.8	4.4	6.9	7.5	4.6	2.5	6.6	2.2	5.2	9.4	F Y	2016		
3.5	0.9	3.5	5.5	4.7	4.3	2.7	▲0.8	6.5	5.5	15.9	6.9		2017		
3.1	2.6	1.7	1.1	3.9	0.8	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.0	24.2		2018		
3.7	1.7	1.4	3.5	4.7	4.2	1.2	0.8	1.3	3.2	10.2	14.5	Q4	2018		
2.7	2.6	1.7	1.1	4.7	0.8	0.5	▲0.8	▲0.3	0.5	10.2	24.2	Q1	2019		
3.4	1.7	3.3	0.6	4.1	0.0	2.3	0.0	▲1.1	▲1.0	7.0	21.5	Q2			
4.3	▲0.8	6.2	0.0	6.8	0.0	5.6	▲0.8	2.9	▲0.5	5.7	19.7	Q3			
▲0.9	3.4	0.9	1.1	0.7	0.0	▲1.8	▲0.8	▲0.0	1.5	1.7	14.1	Q4			
4.4	2.6	2.6	4.1	4.3	0.8	3.7	1.7	2.6	3.7	10.0	8.2	Oct	2018		
4.3	2.6	1.5	3.5	5.0	3.3	0.5	2.5	1.4	3.2	9.8	14.5	Nov			
2.6	1.7	0.3	3.5	4.8	4.2	▲0.3	0.8	0.0	3.2	10.7	14.5	Dec			
2.2	0.8	1.3	4.7	4.1	3.4	0.1	0.8	0.2	2.6	11.6	16.1	Jan	2019		
2.4	1.7	1.9	2.3	5.2	1.7	0.4	0.8	▲0.7	1.6	10.8	22.6	Feb			
3.6	2.6	2.1	1.1	4.7	0.8	0.9	▲0.8	▲0.5	0.5	8.3	24.2	Mar			
2.3	1.7	2.7	1.1	3.6	0.8	1.9	0.8	▲0.9	0.0	8.2	18.8	Apr			
4.4	1.7	4.2	0.6	4.4	0.0	3.0	0.0	▲0.9	▲1.0	6.2	21.5	May			
3.6	1.7	3.0	0.6	4.2	0.0	1.9	0.0	▲1.5	▲1.0	6.7	21.5	Jun			
▲1.7	0.8	▲0.5	0.6	▲0.3	0.0	0.0	0.0	▲2.3	▲1.0	2.8	21.5	Jul			
▲0.4	0.8	3.1	0.6	4.0	0.0	2.9	0.0	0.1	▲0.5	6.0	21.5	Aug			
16.2	▲0.8	17.1	0.0	17.7	0.0	14.7	▲0.8	11.7	▲0.5	8.5	19.7	Sep			
▲6.9	0.0	▲4.0	0.6	▲2.3	0.0	▲6.3	▲0.8	▲4.9	0.5	1.6	21.2	Oct			
1.7	3.4	3.4	1.1	2.3	▲0.8	0.9	▲0.8	2.4	1.5	2.1	14.1	Nov			
2.4	3.4	3.2	1.1	2.1	0.0	▲0.0	▲0.8	2.4	1.5	1.4	14.1	Dec			

第4表 商品別期末商品手持額、在庫率及び前年同期末比増減率

Table4 Commodity stocks and inventory ratio by goods and the percentage change from the same term of the previous year

	年期末	商品手持額										Year and Month		
		Commodity Stocks	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・ 介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・ 小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレットリー Toiletry goods	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 others			
商品手持額	2018年12月	952,128	40,152	148,657	62,672	39,206	253,547	91,289	138,496	161,126	16,983	Q4	2018	Value (million yen)
	2019年3月	941,830	42,030	147,177	62,311	38,166	256,843	90,673	132,866	155,356	16,408	Q1	2019	
	6	938,950	39,979	144,620	60,763	39,588	254,904	91,163	132,890	158,338	16,705	Q2		
	9	976,924	41,311	151,857	62,677	40,711	266,370	92,971	139,876	163,606	17,545	Q3		
	12	1,031,717	46,162	158,644	68,280	41,520	276,474	98,397	148,873	175,565	17,802	Q4		
前年同期末比増減率(%)	2018年12月	6.9	3.7	6.4	3.6	9.9	6.7	8.5	8.9	7.5	2.1	Q4	2018	Percentage change from the previous year (%)
	2019年3月	10.2	20.7	10.3	5.3	8.3	8.7	13.3	12.9	8.8	6.2	Q1	2019	
	6	6.2	11.4	3.4	2.1	10.2	7.2	5.9	5.7	7.0	8.1	Q2		
	9	11.8	15.9	10.7	8.7	9.4	10.9	8.2	16.4	14.2	6.9	Q3		
	12	8.4	15.0	6.7	8.9	5.9	9.0	7.8	7.5	9.0	4.8	Q4		
商品在庫率	2018年12月	163.1	111.4	185.8	160.9	209.5	282.3	168.1	150.5	99.1	149.9	Q4	2018	Inventory ratio (%)
	2019年3月	169.1	114.6	179.9	166.8	207.6	303.2	177.1	166.0	98.7	173.2	Q1	2019	
	6	166.1	113.1	195.5	174.3	206.1	296.9	170.7	150.5	96.3	166.7	Q2		
	9	155.9	111.5	185.0	163.5	193.1	267.9	149.4	136.5	94.5	163.6	Q3		
	12	169.7	116.6	195.4	165.8	217.9	305.0	175.9	157.9	100.5	158.0	Q4		
前年同期末比増減率(%)	2018年12月	2.9	▲0.4	4.7	5.8	4.9	3.5	6.1	4.2	0.2	▲4.7	Q4	2018	Percentage change from the previous year (%)
	2019年3月	4.3	16.6	6.3	1.8	3.7	4.5	7.5	5.3	0.6	▲2.4	Q1	2019	
	6	0.7	0.1	0.3	0.1	7.8	2.1	3.1	▲0.1	▲0.4	▲0.2	Q2		
	9	▲8.2	▲2.6	▲7.5	▲8.0	▲6.5	▲15.4	▲15.2	▲8.9	▲1.5	▲0.3	Q3		
	12	4.0	4.7	5.2	3.0	4.0	8.0	4.6	4.9	1.4	5.4	Q4		

注1: 在庫率=期末商品手持額 / 月間商品販売額 × 100

注2: 前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note1: Inventory ratio = value of commodity stocks at the end of term / value of commodity monthly sales x 100

Note2: The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2015年1月) (2015.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額										店舗数 Number of establishments
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others		
1.0204	0.9908	1.0260	1.0274	1.0856	1.0254	1.0198	1.0045	1.0200	1.0375	

商品手持額									
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
0.9753	0.9751	0.9765	1.0021	1.0371	0.9902	0.9795	0.9678	0.9182	0.9497

経済産業局			
Regional bureaus of METI		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9976	0.9949
東北	Tohoku	1.1189	0.9976
関東	Kanto	1.0213	1.0115
中部	Chubu	0.9977	0.9961
近畿	Kansai	1.0042	0.9776
中国	Chugoku	1.0012	0.9954
四国	Shikoku	1.0075	0.9952
九州	Kyushu	1.0295	1.0054
沖縄	Okinawa	1.0032	0.9419

都道府県			
Prefecture		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川	Ishikawa	0.9969	0.9933
福井	Fukui		
山梨	Yamanashi	0.9809	
長野	Nagano	0.9746	
岐阜	Gifu		
静岡	Shizuoka		
愛知	Aichi	0.9977	0.9961
三重	Mie	0.9962	0.9945
滋賀	Shiga		
京都	Kyoto	0.9809	0.9723
大阪	Osaka	1.0093	0.9640
兵庫	Hyogo	1.0152	0.9945
奈良	Nara	0.9596	0.9406
和歌山	Wakayama		
鳥取	Tottori		
島根	Shimane		
岡山	Okayama	0.9925	0.9868
広島	Hiroshima	0.9920	0.9878
山口	Yamaguchi	1.0265	1.0131
徳島	Tokushima	1.0143	0.9848
香川	Kagawa	0.9946	0.9900
愛媛	Ehime	1.0141	
高知	Kochi		
福岡	Fukuoka	1.0323	1.0034
佐賀	Saga	1.0609	
長崎	Nagasaki	1.0255	
熊本	Kumamoto	1.0133	0.9932
大分	Oita	1.0293	1.0208
宮崎	Miyazaki	1.0275	1.0170
鹿児島	Kagoshima	1.0247	1.0115
沖縄	Okinawa	1.0032	0.9419

都道府県			
Prefecture		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9976	0.9949
青森	Aomori		
岩手	Iwate	1.0679	
宮城	Miyagi	1.1548	0.9958
秋田	Akita		
山形	Yamagata	1.1572	
福島	Fukushima	1.2244	0.9932
茨城	Ibaraki	1.0148	1.0063
栃木	Tochigi	0.9603	1.0393
群馬	Gunma	1.0480	1.1010
埼玉	Saitama	0.9858	1.0122
千葉	Chiba	1.0936	1.0211
東京	Tokyo	1.0540	1.0055
神奈川	Kanagawa	1.0053	0.9989
新潟	Niigata	0.9894	
富山	Toyama	0.9959	0.9935

(注) ドラッグストアの一部調査対象企業の数値の訂正があり、2015年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。
このため、2014年1月～12月分の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2015年1月分以降と接続する。
空欄はリンク係数が無いことを示す。

Note

The data of drugstore sales during the period from January to December 2015 were modified retroactively as a consequence of the data modification of some establishments

In accordance with this, in order to maintain consistency in the time-series data of January 2015 and after,

linked coefficients shown above tables should be multiplied to the monthly data, such as sales amounts, during the period of January through December 2014

Blank cells above table means no linked coefficients

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2017年1月) (2017.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額 Sales of goods	商品販売額									店舗数 Number of establishments
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
1.0040	1.0111	1.0057	1.0022	1.0032	1.0034	1.0032	1.0051	1.0023		1.0104

商品手持額 Commodity stocks	商品手持額								
	調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others
1.0035	1.0112	1.0050	1.0023	1.0024	1.0047	1.0017	1.0029		

経済産業局 Regional bureaus of METI		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道 Hokkaido	1.0092	1.0244
東北 Tohoku		
関東 Kanto		
中部 Chubu		
近畿 Kansai		
中国 Chugoku		
四国 Shikoku		
九州 Kyushu		
沖縄 Okinawa		

都道府県 Prefecture		
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川 Ishikawa		
福井 Fukui		
山梨 Yamanashi		
長野 Nagano		
岐阜 Gifu		
静岡 Shizuoka		
愛知 Aichi		
三重 Mie		
滋賀 Shiga		
京都 Kyoto		
大阪 Osaka		
兵庫 Hyogo		
奈良 Nara		
和歌山 Wakayama		
鳥取 Tottori		
島根 Shimane		
岡山 Okayama		
広島 Hiroshima		
山口 Yamaguchi		
徳島 Tokushima		
香川 Kagawa		
愛媛 Ehime		
高知 Kochi		
福岡 Fukuoka		
佐賀 Saga		
長崎 Nagasaki		
熊本 Kumamoto		
大分 Oita		
宮崎 Miyazaki		
鹿児島 Kagoshima		
沖縄 Okinawa		

都道府県 Prefecture			
	販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments	
北海道 Hokkaido	1.0033	1.0112	
青森 Aomori			
岩手 Iwate			
宮城 Miyagi			
秋田 Akita			
山形 Yamagata			
福島 Fukushima			
茨城 Ibaraki			
栃木 Tochigi			
群馬 Gunma			
埼玉 Saitama			1.0021
千葉 Chiba			1.0112
東京 Tokyo			1.0602
神奈川 Kanagawa			1.0471
新潟 Niigata			
富山 Toyama			

(注) ドラッグストアの調査対象企業の見直しにより、2017年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。このため、2016年1月～12月分の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2017年1月分以降と接続する。空欄はリンク係数がないことを示す。

Note

As a change was made to revised the establishments from the January 2017 survey onwards, there exists some discontinuity between the time series of monthly sales, etc up to Dec , 2016 Therefore, the monthly sales, etc , up to December 2016 are to be multiplied by the linked coefficients to connect the January 2017 survey with those afterwards
Blank cells above table means no linked coefficients

付表 ドラッグストア販売 リンク係数表

(2018年1月) (2018.Jan)

Appendix Coefficients for continuity of drugstore sales

商品販売額										店舗数 Number of establishments
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others		
0.9920	0.9637	0.9861	0.9929	0.9883	0.9932	0.9930	0.9979	1.0182	0.7487	0.9925

商品手持額									
調剤医薬品 Dispensing pharmaceutical products	OTC 医薬品 Over the counter medical products	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	健康食品 Health foods	ビューティケア (化粧品・小物) Beauty care (cosmetic products and goods)	トイレタリー Toiletry goods	家庭用品・日用消耗品・ペット用品 Household utensils, daily necessities, pet products	食品 Food	その他 Others	
0.9951	0.973	0.9922	0.9957	0.9945	0.9978	0.9961	0.9989	1.0325	0.7453

経済産業局 Regional bureaus of METI			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9979	0.9941
東北	Tohoku		
関東	Kanto	0.9917	0.9929
中部	Chubu		
近畿	Kansai	0.9761	0.9855
中国	Chugoku		0.9987
四国	Shikoku		
九州	Kyushu	0.9936	0.9797
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
石川	Ishikawa		
福井	Fukui		
山梨	Yamanashi	0.9970	0.9927
長野	Nagano		
岐阜	Gifu		
静岡	Shizuoka	0.9986	0.9979
愛知	Aichi		
三重	Mie		
滋賀	Shiga		
京都	Kyoto	0.9897	0.9823
大阪	Osaka	0.9605	0.9791
兵庫	Hyogo	0.9853	0.9897
奈良	Nara	0.9700	0.9826
和歌山	Wakayama	0.9906	0.9873
鳥取	Tottori		
島根	Shimane		
岡山	Okayama		
広島	Hiroshima		
山口	Yamaguchi	0.9978	0.9946
徳島	Tokushima		
香川	Kagawa		
愛媛	Ehime		
高知	Kochi		
福岡	Fukuoka	0.9844	0.9554
佐賀	Saga		
長崎	Nagasaki		
熊本	Kumamoto		
大分	Oita		
宮崎	Miyazaki		
鹿児島	Kagoshima		
沖縄	Okinawa		

都道府県 Prefecture			
		販売額 Sales value	店舗数 Number of establishments
北海道	Hokkaido	0.9979	0.9941
青森	Aomori		
岩手	Iwate		
宮城	Miyagi		
秋田	Akita		
山形	Yamagata		
福島	Fukushima		
茨城	Ibaraki		
栃木	Tochigi		
群馬	Gunma		
埼玉	Saitama		
千葉	Chiba	0.9984	0.9974
東京	Tokyo	0.9746	0.9817
神奈川	Kanagawa	0.9910	0.9903
新潟	Niigata		
富山	Toyama		

(注) ドラッグストアの一部調査対象企業の数値の訂正があり、2018年1月～12月分まで遡及して訂正(年間補正)を行った。
このため、2017年12月分以前の販売額等にリンク係数を乗じて処理した数値が2018年1月分以降と接続する。
空欄はリンク係数が無いことを示す。

Note

The data of drugstore sales during the period from January to December 2018 were modified retroactively as a consequence of the data modification of some establishments

Therefore, the monthly sales, etc., up to December 2017 are to be multiplied by the linked coefficients to connect the January 2018 survey with those afterwards

Blank cells above table means no linked coefficients

各食品関係団体の長 殿

農林水産省食料産業局長



東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、東日本大震災以降、被災地域への人的・物的支援など多岐にわたる御支援・御協力をいただくとともに、これまで様々な機会において、積極的に被災地産品の利用・販売等の促進に取り組んでいただいていることに対して感謝を申し上げます。

東日本大震災から9年が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の約9割で営農再開が可能になるなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。しかしながら、震災により失われた販路の確保等の問題や、消費者の被災地産品に対する不安はいまだ残っており、福島県をはじめとした一部の被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府として平成29年12月に「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、これに基づき、食品中の放射性物質の検査結果や生産現場での取組等について正確で分かりやすい情報提供を行うなど、関係府省庁が連携して被災地産品の利用・販売等に係る取組を継続的に行っております。このように政府一体となって被災地の復興に係る取組を推進しているところですが、併せて官民を挙げて全国で被災地支援の機運を高めていくことが、被災地域の復興を図る上で大変重要と考えております。

ついては、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品をはじめとした被災地産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売について、農林水産省WEBサイトでも取組事例を掲載しているところであり、引き続きこれまで以上の御尽力を賜りますようお願いいたします。さらに、社内研修や社員旅行等での被災地への視察・観光の促進、放射線の正しい知識に関する企業での研修の実施等についても御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

併せて、こうした取組について、貴団体のなかでのフォローアップや優良事例の積極的な対外発信に取り組んでいただければ幸いです。

なお、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、海外からも多くの方が訪れることが予想されます。当大会は、「復興五輪」として、東日本大震災で被

災された方々を勇気づけ、復興を後押しするものとなるよう、政府一体となり取り組んでおります。このため、あらゆる機会を捉えて、国内外に対し被災地産食材の安全性・魅力の発信に取り組んでいただき、「復興五輪」の実現に御尽力を賜りますようお願いいたします。

<お問合せ先>

農林水産省 食料産業局 食品流通課
流通構造改善班 高橋、伊藤
03-3502-7659 (直通)

「食べて応援しよう！」の取組に参加しましょう！

食べて応援しよう！とは？

東日本大震災による被災地やその周辺地域で生産・製造されている食品を積極的に利用することで、被災地の復旧・復興を応援しようとする取組を行う際の共通のキャッチフレーズです。

○ 全国で支援の輪が広がっています

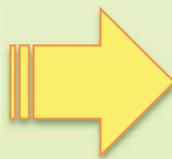


被災地産食品の販売フェア



被災地産食品を使用したメニューの提供

○ ロゴをPOPやチラシ等に自由に使用することができます



○ 参加するためには

以下のページにアクセスいただき、参加登録手続きを行ってください。
<フォーマット>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/attach/xls/index-1.xls>

<食べて応援しよう！のサイト>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/index.html>

○ 皆様の取組は農水省WEBサイトで紹介させていただきます

👉 お問い合わせ先

農林水産省食料産業局食品流通課 TEL : 03-3502-7659

タブレット先生



WEBサイト
「福島の今」には
コンテンツが
盛りだくさん!

よむ

数字で「福島の今」を知って! 「食べて!」「行こう!」

福島の今

レポート
数字で知る福島

よむ

人気ママさんインスタグラマー 作

マンガ
キャイ〜ン 出演

よむ

マンガ
キャイ〜ン 出演

よむ

マンガ
桜沢エリカ 作

みる

ディスカバリーチャンネル
福島スタートライン

あそぶ

放射線クイズ
タブレット先生と
全探し

ゲーム
放射線クイズ

よむ

FMラジオ番組レポート
富岡漁港8年ぶりの船出

みる

動画
タブレット先生の出張教室

よむ

FMラジオ番組レポート
ママが行く!福島ツアー

タブレット先生の
福島の今
ふくしまのいま

魅力あふれる福島のこと。知らずにいた放射線のこと。
タブレット先生がわかりやすく教えてくれるサイトです。
ぜひご覧ください。



知るといふ復興支援があります。



国自貨第144号
令和2年3月5日

日本チェーンドラッグストア協会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長



トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（申入れ）

日頃より、国土交通行政に対してご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、トラック運送事業は、平常時における運送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしており、法令を遵守しつつ物流機能が滞ることのないようにしていくためには、発着荷主のご協力の下、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

しかしながら、昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主に輸送を強要され、トラックが横転するなどの事故が発生しています。このような場合には、ドライバーの生命や身体が害されるおそれがあることはもとより、トラック運送事業者は行政処分を受け、当初の運行計画が崩れることにより、物流全体の効率性が損なわれ、持続的な物流機能にも影響が生じるおそれがあります。

今般、昨年10月に日本を直撃した台風第19号や、他の自然災害により、公共交通機関が運休し、輸送の安全が確保できないような状況下であっても、貴協会の傘下会員から到着時間を指定されるなどの不適切な輸送指示がなされ、輸送を強要されたとの情報が確認されたため、台風等異常気象時において、輸送の安全を確保することが困難な場合には、無理な輸送の強要を行わないよう、傘下会員に周知徹底していただくため、本書により申入れを行わせていただきます。

なお、本件のように、安全な輸送の確保が困難な状況下での輸送の強要や、荷待ち時間が恒常的に発生しているなど、貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしている疑いがあると認められた荷主に対しては、同法附則第1条の2の規定に基づき、勧告等を行うことがありますので、本件に限らず、違反原因行為の抑制等にご協力いただくよう、併せて傘下会員に周知徹底をお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111（内線41-334）

公益社団法人 全日本トラック協会会長
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長
一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長

殿

国土交通省自動車局貨物課長

台風等による異常気象時下における輸送の在り方について

トラック運送事業は、平常時における輸送のみならず、災害時における緊急支援物資の運送を担うなど、我が国の経済と人々の暮らしを支えるライフラインとして、公共性の高い極めて重要な役割を果たしているところである。

他方、トラック運送事業者は、輸送の安全を確保すること等のため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）等の関係法令を遵守し、厳格かつ的確な事業の運営を求められているところである。

今般、異常気象が多発している状況を踏まえ、法第17条（輸送の安全）及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「輸送安全規則」という。）第11条（異常気象時等における措置）に関して、異常気象時における輸送の在り方の目安を定め、当該目安を踏まえて輸送可否の判断をしたにもかかわらず、荷主より輸送を強要された場合の対応を示すので、傘下会員及び地方実施機関に周知されたい。

なお、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送し、輸送安全規則第11条の規定に違反したことが確認された場合は、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行うことになるので、改めて傘下会員及び地方実施機関に周知されたい。

また、本通達の発出に併せ、荷主に対しても本通達の内容を周知する旨、申し添える。

記

1. 異常気象時における措置の目安

別表のとおり。

なお、輸送の可否の判断を行うに当たっては、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の気象情報から判断すること。

2. 輸送を中止した場合の対応

運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否を判断し輸送を中止することとした場合には、その判断に至った理由等を直ちに荷主（真荷主のほか元請事業者を含む。以下同じ。）や運送事業者へ報告し、当該輸送の取扱いについて相談すること。

3. 不適切な輸送を荷主に強要された場合の対応

別表に従い、輸送の安全を確保するために必要な措置を講じた場合であっても安全な輸送を行うことができない状況であるにもかかわらず、荷主に輸送を強要された場合には、国土交通省ホームページに設置する「意見募集窓口」、最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。）又は運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）にその旨通報されたい。

4. その他

- (1) 別表に定める基準は、目安として示したものであり、荷主と輸送の安全の確保について配慮しつつ調整した上で具体の取扱いを定めることは差し支えない。
- (2) 別表の内容は、令和2年1月末日時点での基準であり、必要に応じて改定することとする。
- (3) 事後の紛争を防止するため、本通達に定める基準や、輸送を中止した場合の取扱い等については、事前に荷主との運送契約書等において定めておくことが望ましい。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安※
降雨時	20～30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討するべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
降雪時	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良（濃霧・風雪等）時		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき	
		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき	

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。



無理な輸送を強要されたら...

荷主勧告制度

出典：国土交通省

荷主勧告制度とは

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や過労運転防止措置義務違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示によるなど主として荷主の行為に起因するものと認められるときは、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための適当な措置を執るべきことを勧告するもの。

勧告を発動した場合には、当該荷主名及び事案の概要を公表します。

また、法律に基づく勧告のほか、①勧告には至らないものの違反行為への関与が認められる荷主に対する「警告」、②関係機関からの法令違反情報等をもとに関係する荷主を特定し早期に働きかけを行う「協力要請」といった措置を通達により設けています。

こんなときは情報提供を！

上記とは別に、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に規定する違反原因行為に該当しうる荷主の行為の例として、「**輸送の安全確保義務違反を招くおそれのある異常気象時など、安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為**」も示しています。

輸送の安全を確保できないような運行を強要された場合には下記の国土交通省の「輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口」のホームページや適正取引相談窓口へご提供ください。

無理な輸送を強要されたら、下記へ情報提供を！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集窓口

方法1

QRコードを読み取り！



方法2

ヤフーやグーグルの検索窓に下記の文字を入力して検索！

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集

検索

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

国土交通省では、貨物自動車運送事業者及び荷主のみならず、これまで、「標準運送約款の改正」、「適正取引の推進」、「荷主勧告制度」等を周知してきました。これらの取組みに関するご認識、浸透度、実施状況等の実態把握を行うため、輸送・荷待ち・荷役などに関する意見等の募集窓口を設置致します。

意見等の募集窓口

長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する情報をお持ちの場合は、[こちら](#)へ情報をお寄せください。

●お持ちの情報はこちらへ投稿ください

クリックすると投稿画面が開きます

輸送・荷待ち・荷役などに関する輸送実態把握のための意見等の募集について

意見等の募集の目的

国土交通省では、長時間の荷待ちや契約に含まれない附帯業務（追加業務）など、コンプライアンス確保に影響しうる輸送について、ご意見・事例を収集して実態把握し、今後の施策に活用したいと考えております。

実際に輸送業務を行っている中で、たまにはなく、それなりに頻度が多くなる上記のような輸送がございましたら、ご自由に記入ください。

※意見・事例収集が目的です。ご記入頂いた内容について、ご本人、会社や荷主に問い合わせをすることはありません。

(意見等を記入されたご本人が、ご自分に連絡を差し上げても差し支えない旨及びご連絡先を明記されている場合はご本人に問い合わせさせていただきます。)

・次の質問にお答えください。

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 1. 速度違反を犯すおそれがある非合理的な到着時間の指定等
- 2. やむを得ない運送に対するペナルティ等
- 3. 積込み直前に貨物量を増やすような急な依頼等
- 4. 荷待ち時間の恒常的な発生等
- 5. 依頼と異なる積込み作業等
- 6. 依頼にはなかったラベル貼り・検品などの附帯作業等
- 7. 高速料金など費用の自己負担等
- 8. 過度な貨物事故（つぶれ、破損、へこみ、こすり、擦れなど）への対応等
- 9. その他、コンプライアンス的に問題と思われるもの

(内容：)

※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

国土交通省適正取引相談窓口

国土交通省 自動車局 貨物課	03-5253-8575	北陸信越運輸局 自動車交通部 貨物課	025-285-9154	中国運輸局 自動車交通部 貨物課	082-228-3438
北海道運輸局 自動車交通部 貨物課	011-290-2743	中部運輸局 自動車交通部 貨物課	052-952-8037	四国運輸局 自動車交通部 貨物課	087-802-6773
東北運輸局 自動車交通部 貨物課	022-791-7531	近畿運輸局 自動車交通部 貨物課	06-6949-6447	九州運輸局 自動車交通部 貨物課	092-472-2528
関東運輸局 自動車交通部 貨物課	045-211-7248	神戸運輸監理部 兵庫陸運部 輸送部門	078-453-1104	沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課	098-866-1836

ドライバーの命と大切な荷物を守るために！異常気象時は運行中止も視野に...

台風等による異常気象時における無理な運行により、近年、事業用トラックの横転事故等が相次ぐなど、トラック運送事業の遂行に支障をきたす事案が散見されております。

台風等による被害発生が予測される場合には、国から示された「異常気象時における措置の目安」を基に、着荷主・発荷主等とも連携を図りつつ、ドライバーの命と大切な荷物を守るための行動の実践に取り組みましょう。

なお、安全な輸送を行うことができないと判断したにもかかわらず、荷主等に輸送を強要された場合、国土交通省のホームページに設置する「意見等の募集窓口」や、最寄りの地方運輸局又は運輸支局等にその旨通報する手段が設けられています。

⚠️ 異常気象時における措置の目安 ⚠️

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時 	20~30mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30~50mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）	輸送を中止することも検討すべき
	50mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時 	10~15m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15~20m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20~30m/s	通常で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討すべき
	30m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時 		大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき	
視界不良（濃霧・風雪等）時 		視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討すべき	
警報発表時 		輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断すべき	

* 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号）」に基づき行政処分を行う。

出典：国土交通省自動車局貨物課長通達 ※この目安は令和2年2月28日現在。



異常気象時における気象情報等の入手先(例)

※以下の情報サイトは全日本トラック協会が調べた令和2年1月末日現在の情報です。

トラック運送事業者又は運行管理者は、気象情報等から輸送の可否判断を行うこととなりますが、その際、出発地や集貨先、配送先及び輸送経路上の正確な気象情報等の入手先は極めて重要です。ここに掲げた異常気象時における気象情報等の入手先(例)などを活用し、事業用トラックの横転事故等が発生しないよう輸送の可否判断に万全を期しましょう。

気象情報

※QRコードの位置は誤認識を防ぐ為の配置となっています。

天気予報 	気象庁 天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/yoho/	気象庁 週間天気予報 https://www.jma.go.jp/jp/week/
降雨時 	気象庁 アメダス 降水量 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=0	tenki.jp 豪雨レーダー https://tenki.jp/map/
暴風時 	気象庁 アメダス 風速 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/000.html?elementCode=1	YAHOO天気・災害風予測 https://weather.yahoo.co.jp/weather/wind/
降雪時 	気象庁 現在の雪 https://www.data.jma.go.jp/fcd/yoho/snow/jp/	気象庁 アメダス 積雪深 https://www.jma.go.jp/jp/amedas/?elementCode=4
視界不良(濃霧・風雪等)時 	気象庁 気象警報・注意報 濃霧 https://www.jma.go.jp/jp/warn/000_20.html	CPS-IIPリスクウォッチャー 濃霧注意報 - 気象警報マップ http://agora.ex.nii.ac.jp/cps/weather/warning-map/20/
警報発表時 	気象庁 気象警報・注意報 https://www.jma.go.jp/jp/warn/	tenki.jp 警報・注意報 https://tenki.jp/bousai/warn/
ライブカメラ映像 	国土交通省 各地方整備局の取組 全国のライブカメラ https://www.mlit.go.jp/road/bosai/LIVEcamera.html	(公財) 日本道路交通情報センター http://www.jartic.or.jp/jartic_web/info/snowfall2014_.html

お使いのスマートフォンやパソコンによって画面の表示が異なることがあります。また、QRコードの読み取りソフトによってサイトまでの表示手順が異なることがあります。

各情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

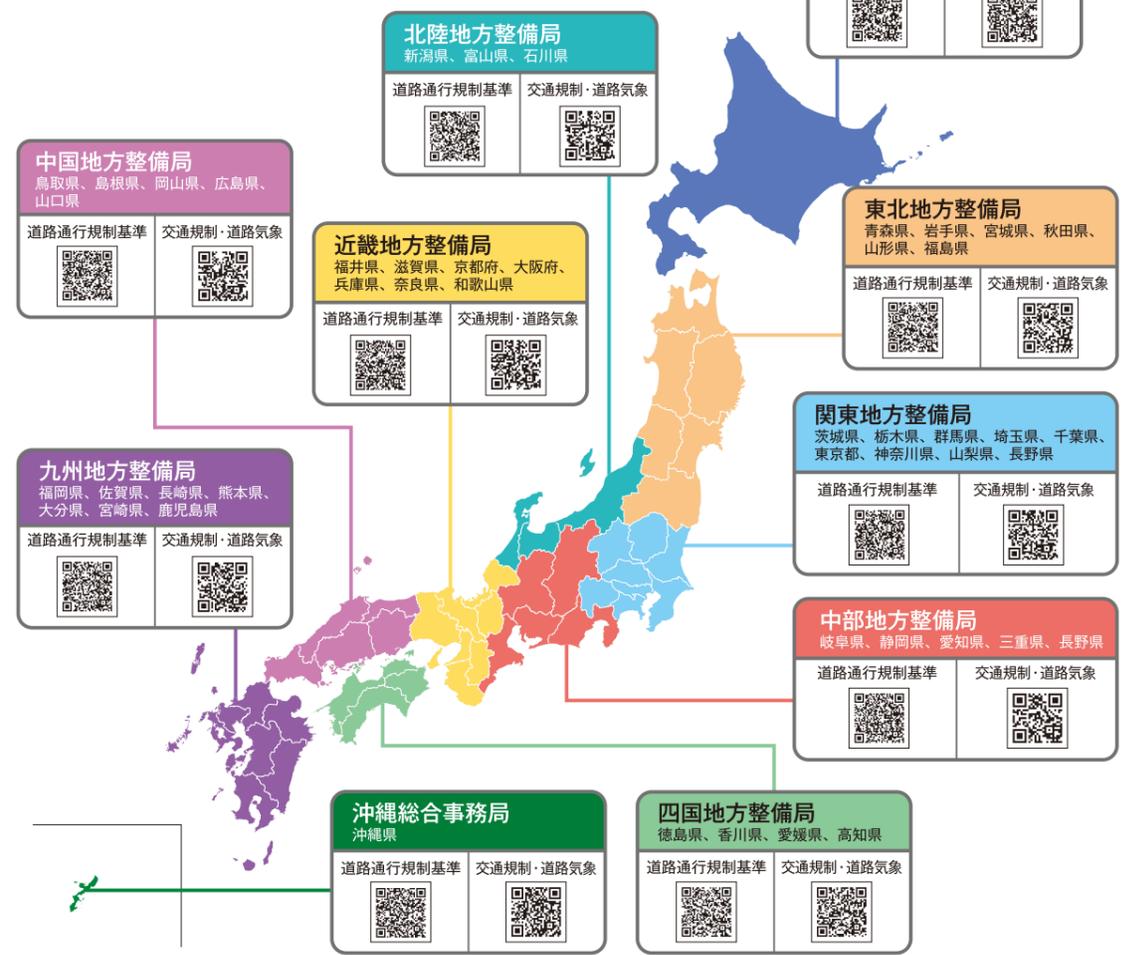
出典：気象庁

情報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報※1	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
大雨警報(土砂災害)※2 洪水警報 高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※3)	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※3)	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2

- ※1 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。
- ※2 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
- ※3 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

道路管理者が提供する道路情報

※道路通行規制基準：事前通行規制区間、冠水想定箇所等
 ※交通規制・道路気象：道路に関する規制情報やお天気情報、路面情報



道路・交通情報

通行止め 	国土交通省 ハザードマップポータルサイト https://disaportal.gsi.go.jp/	(公財) 日本道路交通情報センター 高速道路や一般道路の通行止め、渋滞、冬用タイヤ必要等の情報 http://www.jartic.or.jp/
渋滞情報 	ドラとら https://www.drivetraffic.jp/	
雪道情報 	国土交通省 冬の道路情報 雪みち情報リンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/fuyumichi.html	国土交通省北陸雪害対策技術センター おしえて！雪ナビ http://www.hrr.mlit.go.jp/hokugi/yukinavi/
異常気象時の運転注意点 	国土交通省 冬の道路情報 雪みちの運転テクニックに関するリンク集 https://www.mlit.go.jp/road/fuyumichi/drive.html	JAF 台風・大雨時のクルマに関する注意点 https://jaf.or.jp/common/attention/flood

高速道路情報

異常気象時の高速道路影響予測

国の「緊急情報」や、「特別警報」が発令されるようなときには、高速道路各社と気象予測会社が連携して注意喚起の広報が行われるサイトです。なお、平常時は「災害情報はありません」と表示されています。

<https://weathernews.jp/v/road/>

異常気象時における通行止めの可能性は各サイトのニュースリリースをご覧ください。

全国高速道路交通情報 (リアルタイムな渋滞規制情報) ※一部のサイトでは都市高速道路、一般道路の情報も含まれます。

(公財) 日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/>

アイハイウェイ (中日本) <https://www.c-ihighway.jp/pcsite/>

ドラぶら <https://www.driveplaza.com/>

アイハイウェイ (西日本) <https://ihighway.jp/pcsite/>

NEXCO東日本 <https://www.e-nexco.co.jp>

NEXCO中日本 <https://www.c-nexco.co.jp>

NEXCO西日本 <https://www.w-nexco.co.jp>

首都高速道路 (株) <https://www.shutoko.co.jp/>

阪神高速道路 (株) <https://www.hanshin-exp.co.jp/company/>

本州四国連絡高速道路 (株) https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/

改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、荷主の理解と協力が不可欠です。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます。

改正事項

令和元年7月1日から施行

① 荷主の配慮義務が新設されました

- 荷主は、トラック運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう、必要な配慮をしなければならないこととする責務規定が新設されました。

② 荷主への勧告制度が拡充されました

- 荷主勧告制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者が追加されました。
- 荷主に対して勧告を行った場合には、その旨を公表することが法律に明記されました。

③ 違反原因行為をしている疑いがある荷主に対して、国土交通大臣が働きかけ等を行います

(令和5年度末までの時限措置)

- 国土交通大臣は、「違反原因行為」※(トラック運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為)をしている疑いのある荷主に対して、関係省庁と連携して、トラック運送事業者のコンプライアンス確保には荷主の配慮が重要であることについて理解を求める「働きかけ」を行います。
- 荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足る相当な理由がある場合等には、「要請」や「勧告・公表」を行います。
- トラック運送事業者に対する荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合には、「公正取引委員会へ通知」します。

※違反原因行為の例



荷主の都合による長時間の荷待ち時間が恒常的に発生
⇒過労運転防止義務違反を招くおそれ



適切な運行では間に合わない到着時間の指定
⇒最高速度違反を招くおそれ



積み込み直前に貨物量を増やすよう指示
⇒過積載運行を招くおそれ

違反原因行為を荷主がしている疑いがあると認める場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請

要請してもなお改善されない場合

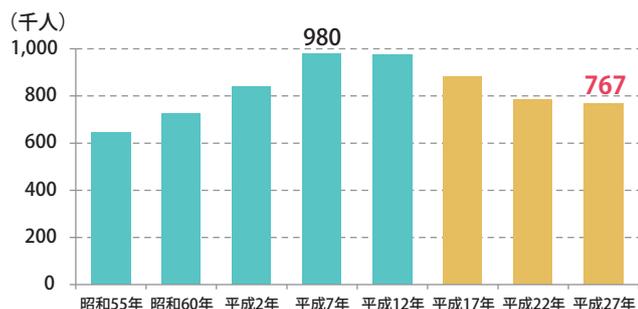
勧告・公表

独占禁止法違反の疑いがある場合は公正取引委員会へ通知

- トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しています。
- 我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないよう、荷主側の理解と協力の下で、ドライバーの労働条件の改善等の働き方改革を進める必要があります。
- 荷主側でも、トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールをしっかりと把握し、トラック運送事業者がコンプライアンスを確保できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

トラック運転者はピーク時より**減少**

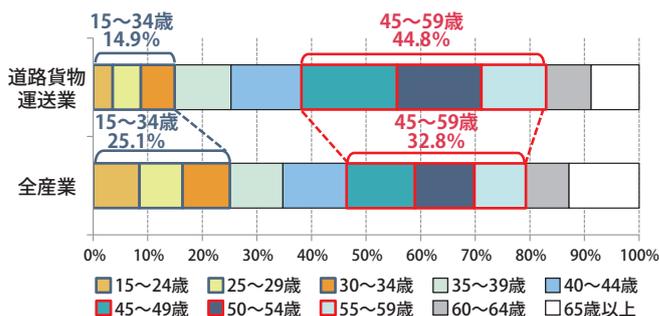
道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移



(出典) 国勢調査を基に作成

トラック運転者は**高齢化**

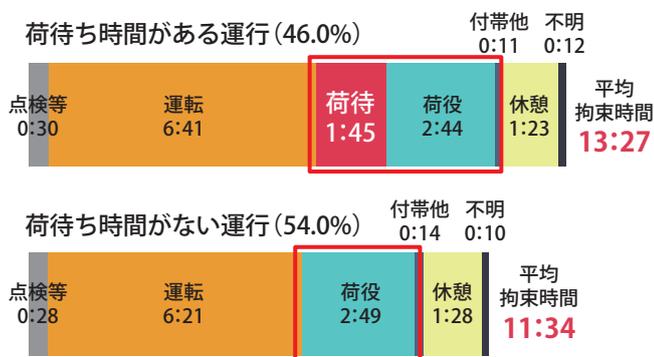
道路貨物運送業と全産業の年齢階級別就業者数構成比比較



(出典) 労働力調査(平成30年12月)より作成

長時間の荷待ち・荷役作業が発生

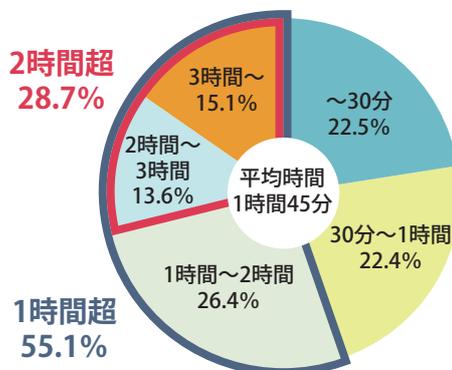
1運行あたりの平均拘束時間とその内訳



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

2時間を超える荷待ちが**約3割**

1運行あたりの荷待ち時間



(出典) トラック輸送状況の実態調査(平成27年)

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があります、**違反した場合は処分**を受けることになります

●労働時間のルール「改善基準告示」厚生労働大臣が定めた基準です

拘束時間 (始業から終業までの時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●1日 原則 13時間以内 最大 16時間以内(15時間超えは1週間2回以内) ●1か月 293時間以内
休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)	<ul style="list-style-type: none"> ●継続 8時間以上
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ●2日平均で、1日あたり 9時間以内 ●2週間平均で、1週間あたり 44時間以内
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ●4時間以内

詳しくは厚生労働省のHP (<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/040330-10.html>) をご覧ください。



令和2年3月10日

日本チェーンドラッグストア協会 御中

全国米穀販売事業共済協同組合

全国農業協同組合連合会



精米商品の配送におけるリードタイムの延長等に関するお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、昨今の農林水産物・食品の小売・流通業界を取りまく環境は、慢性的な人手不足、働き方改革、食品ロス削減に向けた社会的な要請など、様々な課題に直面しております。物流環境においては、トラックドライバー不足などにより厳しい状況にあり、政府もこの課題に対し、農林水産省・国土交通省・経済産業省が連携し、ホワイト物流運動の推進をはじめ、加工食品の賞味期限の延長・年月表示化、納品期限の緩和など様々な取り組みを進めていることはご存じのとおりです。

とりわけ重量物である精米商品はトラックドライバーに敬遠される傾向にあり、精米商品の物流手配については大きな課題を抱えております。現在同様に製造・物流を維持することは困難となる状況が近づいております。

我われ米穀卸売業者といたしましては、農林水産省とともに物流合理化に向けた話し合いを始めており、自らの業務内容の見直しや、改善策の実行をすすめていきますが、お取引先様である皆様方のご理解とご協力なしには、この問題の改善は困難であると考えております。

具体的には下記の事項につき、今後、両組織の会員をはじめ米穀卸売業者が、貴組織傘下のお取引様の皆様に個別にご相談させていただきたいと考えておりますので、特段のご配慮とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 受注から荷渡しまでのリードタイムを、現在より24時間以上余裕があるもの（最短でも受注から翌々日の荷渡し）にご変更いただきたい。
2. 新たに可能となる年月旬表示の導入について協議に応じていただくなど、納品物品の納品条件を余裕があるものにご変更いただきたい。
3. その他、納入時間や附帯業務等の納品条件の明確化、年末年始・自然災害時等の配送条件の緩和等について、協議に応じていただきたい。

以上

協会ホームページについて

- 第8回健康(セルメ)川柳コンクール受賞作品決定!! (2020.03.26)
- 新型コロナウイルス関連情報特設サイトの公開について(2020.03.08)
- 登録販売者試験受験対策教材の販売予約開始について(2020.03.05)

事務局だより

- ・ 第36回ブロック総会は、2月18日(火)の東日本ブロックを皮切りに、21日(金)中部ブロック、25日(火)九州ブロック、27日(木)西日本ブロックというスケジュールで行われました。受付では、アルコール消毒、マスクの着用をお願いしました。多くの方にお越しいただき、誠にありがとうございました。
- ・ マスク、うがい薬、アルコール消毒剤がドラッグストアの店頭からなくなって、もう2か月になります。トイレトーパー、ティッシュペーパーは回復してきましたが、異様な光景が続いています。国内の生産能力を向上させても、店頭に出回らないというのはどういうことでしょうか。国民生活安定緊急措置法の発令により、マスクの転売防止が閣議決定される事態にもなりました。箱入りマスクが潤沢にあった昨年暮れの状況は、いつ来るのでしょうか。
- ・ JACDSでは、プラスチック削減の主旨に賛同し、有効性の高いレジ袋の有料化を進めることとなりました。さらには、環境省の目指す7月1日スタートよりも前倒しにして、4月1日より始めていくことも会員企業にお願いしました。会員企業のアンケート結果では、7月1日以前に準備ができ次第始めるとい店舗数が約1万店になったということです。SDGsを推進するドラッグストアをもっとPRしたいと思います。
- ・ 第15回セルフメディケーションアワード、第8回健康(セルメ)川柳コンクールの最終結果が決定されました。グランプリ、準グランプリ、また、大賞、準大賞に輝いた皆様、おめでとうございます!例年の表彰、発表する場であるドラッグストアショーは中止せざるを得ない状況となってしまいました。協会報並びに協会ホームページを通じて、広報していきます。さらに、川柳に関しては、店頭掲示ポスターを作成し、会員企業にデータ提供してご利用いただきます。

発行日	2020年3月27日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	〒222-0033
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
	日本チェーンドラッグストア協会	TEL:045(474)1311 FAX:045(474)2569
	HP: http://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp